

平成31年第 1 回定例会

一 宮 町 議 会 会 議 録

平 成 3 1 年 3 月 6 日

開 会

平 成 3 1 年 3 月 1 4 日

閉 会

一 宮 町 議 会

平成 3 1 年第 1 回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	14
志 田 延 子 君	14
袴 田 忍 君	18
小 関 義 明 君	23
大 橋 照 雄 君	28
藤 乗 一 由 君	43
表彰の伝達	50
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 18 号～議案第 22 号の上程、説明、委員会付託	96
休会の件	101
散会の宣告	101

第 2 号 （3 月 14 日）

出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	103
職務のため出席した事務局職員	103
議事日程	103
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第 18 号～議案第 22 号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
動議の提出	121
議案第 18 号の修正案の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第 18 号～議案第 22 号の討論、採決	127
同意案第 1 号の上程、説明、採決	129
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
閉会の宣告	133

署 名 議 員 134

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 6 日（水）

平成31年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成31年3月6日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鵜	沢	清	永	
7番	鵜	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鵜	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文
会 計 管 理 者		鶴	岡	治	美	教	育	長	藍	野	和	郎
総 務 課 長		大	場	雅	彦	秘 書 広 報 課 長			渡	邊	高	明
企 画 課 長		塩	田		健	税 務 課 長			秦		和	範
住 民 課 長		鎗	田	浩	司	福 祉 健 康 課 長			鶴	岡	英	美
都 市 環 境 課 長		土	屋		勉	産 業 観 光 課 長			小	関	秀	一
オ リ ン ピ ッ ク 推 進 課 長		高	田		亮	保 育 所 長			小	安	栄	子
教 育 課 長		峰	島	勝	彦							

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

日程第六	議案第 1 号	一宮町森林整備等推進基金条例の制定について
日程第七	議案第 2 号	一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第八	議案第 3 号	一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第九	議案第 4 号	一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十	議案第 5 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十一	議案第 6 号	一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十二	議案第 7 号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十三	議案第 8 号	一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 9 号	一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 10 号	町道路線の認定について
日程第十六	議案第 11 号	町道路線の廃止について
日程第十七	議案第 12 号	町道路線の変更について
日程第十八	議案第 13 号	平成30年度一宮町一般会計補正予算（第11次）議定について
日程第十九	議案第 14 号	平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定について
日程第二十	議案第 15 号	平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定について
日程第二十一	議案第 16 号	平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第二十二	議案第 17 号	平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定について
日程第二十三	議案第 18 号	平成31年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二十四	議案第 19 号	平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につ

いて

日程第二十五 議案第 20 号 平成 31 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

日程第二十六 議案第 21 号 平成 31 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第二十七 議案第 22 号 平成 31 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について

日程第二十八 休会の件

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

3月になりまして、ようやく暖かい日が続くようになってまいりました。

早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成31年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針を初めとして、条例の制定や条例の一部改正を合わせて9件、町道路線の認定、変更、廃止を合わせて3件、各会計の補正予算5件、新年度の予算議定5件のほか、同意案1件であります。また、一般質問者は5名の議員から提出されております。なお、慣例により、新年度予算は各常任委員会へ付託して審議をしてまいりたいと思います。

以上を勘案して、会期については、本日3月6日から14日までの9日間としたいと思います。

以上で運営委員会からの報告を終わりといたします。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

11番、志田延子君、12番、森 佐衛君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会の答申どおり、本日から14日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（小安博之君） 日程第４、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回一宮町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用の中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成最後の年が明け、はや3カ月が経過しようとしています。本年5月には、約200年ぶりとなる譲位による皇位継承が行われ、新しい元号とともに新たな時代の扉が開かれます。この記念すべき年に当たり、数々の先達のたゆまぬご尽力により、連綿と紡いできた本町のまちづくりの歩みを、さらに力強く推し進め、新しい時代にふさわしい希望と活気にあふれた町の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課の所管の業務から申し上げます。

初めに、平成31年度予算案の関係であります。

現在の国内における経済状態は、内閣府がまとめた2月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとし、その先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。しかしながら一方では、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとも指摘しており、今後の景気の動向には十分注視していく必要があります。

こうした中、編成しました当町の平成31年度予算案であります。一般会計の総額は46億8,100万円となり、平成30年度に比べ8.2%、3億5,600万円の増加となりました。

幾つか特徴点を申し上げます。上総一ノ宮駅東口整備事業への着手により予算規模が大きく拡大したほか、東京2020オリンピック競技大会の成功に向けて取り組む釣ヶ崎海岸広場への進入路拡幅事業や休憩施設建築事業、子育て環境の充実を図るために取り組むいちのみや保育所の保育室増築事業、没後100年を迎える加納久宜公の石碑建立などの記念事業、安心・安全なまちづくりを目指し、町民の皆様が有効な防災情報を入手しやすくするために取り組む一斉配信システムの構築事業など、さまざまな事業を盛り込み、限られた財源を幅広い分野に配分いたしました。

また、特別会計につきましては、4会計の総額で28億1,726万1,000円となり、前年度からは364万8,000円の減少となりました。主な減少要因は、国民健康保険事業における被保険者数が減少し、予算規模が縮小したことによるものです。

今後も、社会保障費が肥大化するなど、非常に厳しい財政運営が見込まれるところでありますが、義務的経費の動向に細心の注意を払いつつ、魅力あふれるまちづくりが継続的に進

められるよう、さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

この3月27日水曜日に、自主防災組織や消防、警察、議会など関係機関を代表する皆様にご協力をいただき、一宮町防災対策検討会を設立いたします。蓋然性の高さが指摘される地震、津波災害を初め、洪水、土砂災害など、各種災害に対する防災・減災対策について、現状と課題を整理するほか、今後の取り組みについて十分に検討してまいります。

続きまして、秘書広報課所管の業務について申し上げます。

次に、マスコットキャラクター運営事業の関係であります。

本町のさらなる知名度アップを図るため、一宮いっちゃんのぬいぐるみを1,000体作製の上、販売し、キャラクターの普及とともに町のPR強化に努めてまいります。新年度予算に関連経費を提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

続きまして、企画課所管の業務について申し上げます。

J R上総一ノ宮駅東口開設事業の関係であります。

J Rと施工業者による契約の締結に予定以上の時間が費やされ、工事のおくれを懸念しておりましたが、ようやく契約が調い、J Rからは、4月から工事に着手し、東京2020オリンピック競技大会の開催までには必ず間に合うよう工事を進めていくとの報告を受けております。

また、町が整備を進める跨線橋部分につきましては、町道に認定した上で整備と管理を行う予定であり、本議会に関連議案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、釣ヶ崎海岸に整備される県立自然公園内の恒久施設の関係です。

2020年の年明けから東京2020オリンピック大会の会場整備が開始される予定でありますので、それまでに本体部の建築が完了するよう進めてまいります。なお、電気、水道などのライフラインにつきましては、当面の間は仮設とし、オリンピックが終了した後に本設工事へと取り組んでまいります。

次に、加納久宜公没後100年記念行事の関係です。

本年11月3日日曜日、文化の日に、記念事業の一環として記念碑のお披露目式を予定しております。多くの皆様のご来場をお待ちいたしております。

次に、オリンピック推進課所管の業務について申し上げます。

現在、町では、各種イベントにおいて、オリンピックはもとより、サーフィン競技に関す

るPRを積極的に行っているほか、開催2年前イベントや懸垂幕の設置などにも取り組み、大会機運の醸成に努めております。また、大会会場周辺におきましては、千葉県による防災林の整備工事が着々と進められ、風景がさま変わりしているところであります。新年度につきましては、大会開催の1年前となり、さらに準備等が加速してまいります。

都市ボランティアの研修や釣ヶ崎海岸広場の進入路拡幅工事に取り組むほか、開催1年前イベントの開催やオリンピックPR看板の設置、都市装飾なども行い、オリンピック色を色濃く打ち出してまいります。このほか、7月には釣ヶ崎海岸においてサーフィン競技のテストが行われることが組織委員会から発表されております。

一方、いまだにオリンピック本体に関する詳しい情報を皆様に十分お伝えできない状況にありますので、大会組織委員会、千葉県との連絡調整をさらに密に行い、大会の成功に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。

まず、国民健康保険の関係であります。

平成30年4月以降、県広域化による制度が開始され、町では、被保険者証の発行や保険給付事務のほか、事業経費に見合った保険税の賦課・徴収等に取り組んでおります。新年度におきましては、被保険者数の減少に伴い保険税総額が減少する一方、1人当たりにかかる医療費は増加が見込まれ、依然として医療費の適正化が大きな課題となっております。

国保連合会では、その対策の一環として、新年度にAIを取り入れた特定健診未受診者事業の導入を予定しており、本町におきましても、県からの交付金を受け事業に取り組んでまいります。加えて、糖尿病の重症化予防事業につきましても、茂原市長生郡医師会と連携し、長生管内統一事業として新たに取り組むなど、引き続き医療費の削減に努めるとともに、基金の状況や近隣市町村の動向を見据えながら、現状の税率を維持し、慎重な事業運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療の関係です。

高齢化社会の進展に伴い、被保険者の数が年々増加する傾向にありますので、引き続き高齢者の健康保持増進と健康寿命の延伸を図るため、健診や人間ドック等の保健事業に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務について申し上げます。

まず、福祉事業の関係であります。

高齢者を中心とする町民の足として、大変ご好評をいただいている新にこにこサービスに

つきましては、平成22年10月以降、無償運送によるデマンド運送として、社会福祉協議会への委託事業により運行してまいりました。しかし今般、国土交通省から市町村無償運送における委託方式は適切ではないとの通達が発出されましたので、新年度からは町の直営事業として運行してまいります。高齢者や障害者の皆様が安心して町内で生活できるよう、本サービスが町民の足として、さらに安心、便利にご利用いただけるよう努めてまいります。

続きまして、いちのみや保育所増築工事の関係であります。

現在のいちのみや保育所につきましては、定員を超えた受け入れのほか、子育てニーズを反映した生後57日目からの乳児保育により、保育室が不足しており、5歳児につきましてはやむを得ず遊戯室において保育をいたしております。この現状を改善すべく保育室の増築を計画し、本年度におきましては設計業務を実施しております。新年度では、設計に基づく保育所増築工事と施工管理業務を行いたく、新年度予算に関連経費を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、学童保育の関係であります。

これまで学童保育につきましては、教育課所管のもと、社会福祉協議会への委託により実施してまいりました。しかし、お預かりする児童や保育を担う支援員が多くなった現状に鑑み、今般、運営方法等のさまざまな部分において、しっかりとしたシステムを確立する必要があるという判断に至りました。

そこで、新年度からは所管を本庁に移し、子育て支援を担当する部署において町直営により実施したいと考えております。その中で、福祉の観点から見えてくる課題に対しましても検討を進め、引き続き教育課との連携を図り、児童が安全で安心な放課後の生活を送れるよう努めてまいります。

次に、健康事業の関係です。

子供の虫歯予防対策への取り組みである、保育所年長児を対象としたフッ化物洗口であります。本年度から全ての保育所とこども園において実施することができました。毎日のフッ化物洗口により、虫歯予防に対する子供たちの意識は高まっているようであり、保護者の皆様からは、小学校においてもぜひ継続してほしいとの声が数多くありました。そこで、新年度予算では、小学校1年生につきましてもフッ化物洗口の実施を提案しております。今後、虫歯予防対策に取り組むとともに、生涯を通じての歯科疾患の予防、歯の喪失の抑制、口腔機能の維持に努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、介護保険事業の関係であります。

認知症施策の推進事業である認知症初期集中支援チームではありますが、家族や近隣住民の皆様からのご相談により、生活支援が必要な認知症の方を把握した場合には、随時、認知症サポート医と連携し、自宅での生活が継続できるよう、医療や介護サービスにつなげているほか、在宅生活が困難な場合にはグループホームへの入所に導くなど、さまざまなケースに対応をいたしております。今後も、積極的に各種介護予防事業に取り組み、適正な介護給付に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務について申し上げます。

まず、農業関係であります。

初めに米作であります。平成31年産主食用米の生産目安面積につきましては、県協議会からの生産目安をもとに、昨年よりも11.6ヘクタール多い270ヘクタールの作付面積を農家へ配分いたします。

また、施設野菜や果樹などの生産施設支援事業ではありますが、県の補助事業、新「輝け！ちばの園芸」につきましては、新年度に生産力強化支援型を6件、園芸施設リフォーム支援型を4件、事業費にして8,734万2,000円の整備を予定しており、町では補助金といたしまして、県からの補助金を含めた2,241万9,000円を新年度予算に計上いたしました。

次に、ため池の関係であります。

東浪見の雨竜湖に続き、新年度につきましては大欠池のハザードマップ作成に取り組んでまいります。大欠池につきましては、部分的に安全率を若干下回る箇所があるため、その対策工事が必要となりますが、それまでの減災対策といたしまして、ハザードマップを作成し、関係者の皆様に周知してまいります。国庫100%の補助を受け、関連経費413万6,000円を新年度予算に提案しております。

また、大欠池と県の防災重点ため池に指定されている雨竜湖につきましては、監視体制の強化を図るため、水位計を設置いたします。こちらにつきましても、関連経費341万円を新年度予算に提案しておりますので、あわせてご審議くださるようお願い申し上げます。

続きまして、商工関係であります。

地域経済の活性化と町内商店街の消費拡大を図るため、商工会が実施するプレミアム商品券事業を引き続き支援してまいります。

また、消費者行政につきましては、架空請求や振り込め詐欺など悪徳商法が一段と巧妙化しており、消費生活相談窓口への問い合わせも増加しておりますので、町民の皆様が安全かつ安心して暮らせる地域社会の形成に向け、引き続き啓発活動に力を入れてまいります。

次に、観光関係であります。

交通不便地域からの町民の移動手段であるほか、観光客の皆様には町の観光施設を堪能していただくためにご利用いただいている、お買物・観光循環バスであります。新年度におきましても、利用者の皆様の利便性がさらに向上するよう、運行期間等を再検討した上で継続してまいります。

また、駅前の観光拠点施設につきましては、昨年4月のオープン以降、多くの皆様にご利用をいただいておりますので、引き続き町の観光情報と魅力を発信し、町内への観光客誘致と経済の活性化に努めてまいります。

次に、イベント関係であります。

夏の風物詩である一宮町納涼花火大会につきましては8月3日の第1土曜日に、灯籠流しにつきましては8月16日金曜日に開催し、効果的な集客事業を展開してまいります。

また、一宮海水浴場につきましては、7月13日土曜日から8月19日月曜日までの38日間開設いたします。海開きでは、毎年好評をいただいているはまぐり祭りを開催し、町の特色や魅力を町内外に発信し、交流人口の増加にも努めてまいります。この他、海岸有料駐車場につきましては、未舗装部分の整備を進めるなど、利便性の向上と利用促進に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務について申し上げます。

まず、土木事業の関係であります。

初めに、町道の整備であります。新年度におきましても今年度の当初予算並みの予算を確保し、各地区からの要望をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能の維持、改善、安全確保に努めてまいります。

また、平成24年度から国庫補助事業を活用し整備を進めている町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事につきましては、平成30年度末までに第1工区620メートルの整備が完了する予定であり、新年度には、第2工区の整備に向けた測量と詳細設計業務に取り組んでまいります。

次に、交通安全対策の関係です。

新年度におきましても、今年度と同様に、小中学校、教育委員会と協力し、通学路等における危険箇所を調査し、交通安全施設の整備充実を図り、交通事故の防止に取り組んでまいります。

続きまして、環境事業の関係であります。

住宅用省エネルギー設備設置事業につきましては、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、引き続き実施してまいります。

また、単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する際の補助事業につきましては、従来、補助の対象外としていた配管工事につきましても、新年度からは補助を実施し、生活環境の保全と公衆衛生の一層の向上に努めてまいります。

次に、官公庁と民間が一体となって行うボランティアによる一宮海岸清掃及び一宮川堤防の草刈りではありますが、現在、河川において津波対策の堤防工事が進められておりますが、新年度におきましても例年どおりに実施を予定するほか、廃棄物の不法投棄対策につきましても継続的に取り組んでまいります。

次に、放射能汚染の関係であります。

町民の皆様が安心して暮らせる環境を確保するため、空間放射線量の測定や農産物の放射性物質の検査、その他給食用食材の放射性物質の検査などを引き続き実施してまいります。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目が、国の定める基準を下回るか不検出でありますので、健康に対する影響はないものと判断しております。

また、大気汚染物質の微小粒子物質PM2.5につきましても、高濃度になると予想された場合には、健康被害を未然に防ぐため、速やかに防災行政無線などを活用し、注意喚起のお知らせをしてまいります。

次に、有害鳥獣対策の関係です。

昨年度における野生鳥獣による農作物への被害につきましては、アライグマまたはハクビシンによるものが全体の9割を占めました。今年度は、繁殖力の強いアライグマ等の個体数を減らすため、千葉県から捕獲用の箱わなを10基借用し、農作物への被害を受けている方々への貸し出しを行いました。新年度におきましても、引き続き農家の方々へ箱わなを貸し出すなど、有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

次に、中央ポンプ場の関係であります。

大規模改修に向けた取り組みといたしまして、本年度は都市下水路事業から雨水公共下水道事業への転換を図るため、新たに雨水公共下水道事業としての全体計画を策定し、都市計画決定を行いました。新年度におきましては、除じん機の健全度診断と実施設計業務を行うほか、社会資本総合整備計画（5カ年計画）やストックマネジメント計画などの各種計画を策定し、都市計画法に基づく事業認可取得に取り組んでまいります。

続きまして、都市計画道路の関係です。

平成27年度以降、道路整備計画策定プロジェクトチームによる会議を定期的に開催し、都市計画道路の見直しに向けた準備に取り組んでおります。本年度は見直しの際に必要な調査を実施いたしましたので、新年度におきましては、その調査結果をもとに、現状に即した計画が策定できるよう、引き続き作業を進めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務であります。

まず、学校教育の関係であります。

初めに、学校施設の環境整備であります。一宮小学校におきましては放送設備老朽化に伴う入れかえ工事を、また、一宮中学校におきましては校内照明器具交換工事を、それぞれ新年度予算に提案させていただきました。

また、2020年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化に向けて、新年度も引き続き5・6年生を対象としたロボットプログラミング教室を開催してまいります。この事業は、平成27年度から平成30年度まで、地方創生推進交付金を活用し実施してまいりました。新年度では町の単独事業となりますが、県下でも類のない先進的な取り組みでありますので、引き続き事業を継続してまいります。

このほか、町では東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成の一環として、国連の環境保護活動クリーン・シーズに参加いたします。小中学校におきましては、マイクロプラスチックの影響による海洋の自然破壊や海の生物に与える影響を考える講演会を行い、環境問題を考える教育にも取り組んでまいります。

次に、社会教育の関係であります。

新年度におきましても、関係団体との連携強化を図り、社会教育の振興に取り組むほか、社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいる野球場のネットを張りかえるなど、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、文化財関係では、歴史と文化あるまちづくりを目指し、町民の皆様に歴史と触れ合える機会が提供できるよう、資料展示などを引き続き行ってまいります。

また、一宮藩最後の藩主であり、今日の礎を築いた加納久宜公の没後100年を記念して、県立中央博物館大多喜城分館において加納家にまつわる企画展を開催するほか、公民館におきましてもシンポジウムを開催し、後世に歴史を伝える各種事業を展開してまいります。

終わりに、本定例会には、平成31年度の各会計予算案5件、平成30年度の補正予算案5件、条例の制定案と一部改正案9件など、合わせて23件の議案を提出いたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、私の施政方針を終わります。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順にこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） それでは、通告順に従い、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 私の質問なのですが、質問ごとに答弁をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） はいどうぞ。

○11番（志田延子君） それでは、最初に学童保育についてお伺いしたいと思います。

これまで、学童保育は社会福祉協議会に委託して事業を行ってききましたが、この4月から町が直接事業を行うと聞く。そして、今までの学童保育の流れと、多分ご存じない方もたくさんいらっしゃると思いますので、流れとあわせて、事業主体を変更した理由について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、志田議員の質問にお答えいたします。

町における学童保育の事業の経緯につきましては、古くは昭和59年度に、一宮小学校区を対象に、学童クラブは加納会館を利用して実施をしております。その後、平成5年に市街地集会場にて行っております。当時は保護者会による運営でありましたが、平成17年度の児童福祉法改正に基づき、町の福祉課が事業主体となり、運営を社会福祉協議会へ委託してござ

います。

平成23年度には、小学校施設を利用することや、小学校区での放課後対策として、放課後子どもプランにつながるという観点から、事務を教育委員会のほうへ移行となりました。

平成27年度の法改正により、学童支援員が創設され、1施設に職員を2名以上とし、うち1名は保育士、社会福祉士などで、かつ、県の研修を受けた放課後児童支援員などを定め、また、対象年齢が、これまで小学校3年生から小学校6年生までに引き上げられたことや、近年は女性の社会活躍の推進、共働き世帯もふえ、学童利用児童の増加となっております。そのため、ここ数年は施設の増加をして対応はしてきたものの、支援員の確保については大変厳しい状態でした。また、子ども・子育て支援法では、町は学童保育の実施主体となり、運営に当たることが責務となっており、国が定めた運営指針に基づいて運営をしていくことが必要となります。

今後、子供にとって、学童保育が安心して過ごせる生活の場であるとともに、支援員等が子供たちに信頼できる存在であるためにも、町が直接事業に携わり、創意工夫や機能の充実、育成支援に努め、これまで以上に組織力の強化を図るため、町が主体となり、事業を行うものです。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。本当に、学童保育に対してはこれからもますます重要性が増すと思います。ぜひ頑張って、支援員の確保とか大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

児童虐待について、今、野田市における児童虐待の問題が大きく取り上げられていて、その一連の対応において、教育委員会事務局が児童アンケートのコピーを父親に渡してしまうという不手際に、その責任の重大さが大きくクローズアップされました。当町においては、万が一このような事件が発生した際、学校及び関係機関との連携について教育長の考えを伺いたいと思います。

また、別なんですけれども、東上総児童相談所の児童虐待の対応はどのように進められているのか。あわせて、町としての家庭内における児童虐待に対する今後の対策についてお伺

いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、志田議員の児童虐待について回答いたします。

児童虐待防止法では、学校に対して児童虐待の早期発見と通告が義務化されております。一方で、家庭への立ち入りの調査や、医療、福祉、保健的な措置は学校の役割としては困難なため、児童相談所、学校、町、児童福祉、警察、医療などの連携した対応が必要です。

今回の事件の検証から、各機関の連携と双方の情報を共有しながら、チームとして対応していくことの重要性を痛感しております。教育委員会としても、今回の事件を教訓として、全ての子供たちに適切な保護が行われるよう、お互いに危機感の共有、認識を持ちながら、子供たちや保護者の声を聞き、学校の取り組みを支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、私のほうからは、東上総児童相談所の虐待の対応について回答いたします。

児童相談所は、児童虐待が疑われる事案の通告がありましたら、まず町の福祉健康課を通じて、家族構成や乳幼児健診の受診状況など、できるだけ多くの基礎情報を収集します。そして、児童相談所内において緊急受理会議を開催し、複数の職員で対応等について検討いたします。48時間以内の目視による安全確認を基本として虐待状況の把握を行い、警察、弁護士と協力しながら対応し、緊急性、重症度等により一時保護を行います。

一方、一時保護の対象とならなかったケースや一時保護が解除されるケースについては、町、その他関係機関と個別支援会議等で情報を共有した上で、引き続き町の支援や見守りが必要だと判断される場合は、町にケースの送致が行われます。

町では、児童相談所から送致を受けたケースや、町に虐待等に関する情報が寄せられた場合は、千葉県が作成した千葉県子ども虐待対応マニュアルに基づき、初期調査や安全確認、必要に応じて個別支援会議を開催し、関係機関で情報を共有し、継続して見守りや支援を行っています。その中で、町のみでの対応や判断に不安がある場合は、児童相談所に助言や同行訪問等の援助依頼を行います。また、緊急かつ重症と判断した場合には、児童相談所に送致をいたします。

町は、今後とも児童虐待の早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。これは本当に大変な事案で、国のほうでも法改正を考えているとか、さまざまな問題が続出しておりますので、頑張っていただきたいと思います。

そして、再質問なんですけれども、実際に児童虐待が疑われる通報は、一宮町において年間どのくらいあるのか、また、それに対しての対応はどうなっているかを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、通報のケースということでお答えをいたします。

昨年度の実績でお答えをいたします。児童相談所に通報があった町内のケースは5件、11人でございます。そのほか、町に相談、通告があったケースの3件、3人と合わせまして、全体で8件、14人で行いました。

いずれも初期調査や安全確認を行い、必要に応じて個別支援会議を開催し、関係機関と協議の上、支援の方針を決定し、対応しております。幸いにも重症度の高いケースはなく、現在は学校や保育施設において見守りを継続しております。そのうち2件が終結いたしました。一宮町から転出したケースについては、転出先への情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございました。

本当にこれは大変なことなので、これからもぜひ教育委員会と皆さんで連絡をとり合って、そして、どうしてもないときは警察のほうの力もかりて、こういうような事案がないように皆さんで、私たちも協力しますので、よろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私も2つ質問を持っておりますので、1問ずつ区切って質問をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） はいどうぞ。

○9番（袴田 忍君） まず1点目でございますが、先ほど志田議員さんのほうから質問しました虐待問題、これはダブってしまうかもしれませんが、私は町の対応策として一般質問するつもりでおりますので、内容がちょっとかぶる点とほかの面がありますので、このままさせていただきます。

虐待・いじめはあってはならないこと、子供の人権を踏みにじる行為として許されないことで、誰もがそう思うことであります。私も今、地域小規模児童養護の中でファミリーホームを開設して10年が過ぎました。私のホームに入所してくる子供の大半が児童相談所経由で、虐待や学校でのいじめが原因で登校できないケースの子供が入所しております。

身体的虐待、体罰だけでなく、満足に食事ができない、不衛生な生活の続くネグレクトのケース、心理的圧迫によるケースで入所してくる子供。今回の野田市の事件を見て、私どものホームでは、家庭の状況や親子関係、虐待経緯を真剣に考えています。みずから虐待を受けた子供たちは、トラウマやフラッシュバックの怖さなど、自分のことのように答えを求めています。

虐待・いじめを受けた子供たちと接して思うことは、いじめ・虐待はあってはならないこと、起きてからの対応では遅いこと、その対応策について町の考えをお伺いしたいと思えます。3点ほどございます。

要保護児童対策協議会、これは私は十数年前、児童家庭支援センターで相談員をしていたときに、この町で参加しておりましたものですから、その関係でお伺いします。現在開催されているか不明ですが、要保護児童対策協議会、これは要対協といいます、会議の開催とその事項についてお伺いします。

2点目、学校におけるいじめの声を拾う手段として、電話相談窓口を設けることなどが有効ではないかと考えますが、教育委員会の考えを伺いたいと思えます。

3 点目、野田市の事件後、国・県が早期の対応として検討委員会を開き、虐待防止法、児童福祉法の見直し、今後の課題等に真剣に取り組むを見せています。町は、虐待・いじめの対応について町独自のマニュアル作成の考えはあるのか伺いたします。よろしく願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの質問で福祉健康課関連についてご回答申し上げます。

1 点目の児童福祉法に伴います要保護児童対策協議会の関係、それと 3 点目の町独自のマニュアル作成の考えということで回答させていただきます。

まず 1 点目でございますが、児童福祉法に規定されております要保護児童対策地域協議会は、虐待等において地域の関係機関等が子供やその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的に、市町村に設置することができるとされており、町では、家庭等における虐待防止連絡協議会として、児童や高齢者、障害者等に対する暴力の未然防止や早期対応、自立支援等を行うため、関係機関相互の連携と協力の体制をつくっております。

協議会の委員であります。児童相談所、保健所、警察、法務局、消防本部、医師会、民生委員、学校、福祉協議会、教育委員会等の代表者が出席する代表者会議を年 1 回 4 月に開催しており、事務局から前年度の虐待対応の報告をするほか、児童、高齢者、障害者、DV など、毎年テーマを変えて研修を行っております。

そのほか、直接ケースにかかわる実務者が連携して支援方法を協議する個別支援会議を必要に応じて開催をしております。参考までに昨年度は 4 回開催をいたしました。

続きまして、3 点目のマニュアル作成の考え方でございますが、虐待の対応につきましては、児童相談所と市町村が互いの立場を理解しながら、双方が共同して援助を行うことが重要であることから、県が作成した千葉県子ども虐待対応マニュアルの中の「市町村の対応について」に基づき対応しておりますので、町独自のマニュアル作成はしておりませんが、今後、法律改正など、国・県の動向を注視しながら、家庭等における虐待防止連絡協議会などで必要に応じて議論していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、私のほうから、2点目と3点目の質問について回答いたします。

まず、2点目の電話相談システムについてのお答えです。

いじめは早期発見と迅速な対応が重要であり、その手段の一つとして電話相談は有効な方法であると考えます。現在、学校と教育委員会では、平成30年7月に県教育委員会より配布されたいじめ防止啓発カードを使い、千葉県子どもと親のサポートセンターの24時間電話相談を初めとして、文部科学省による24時間子どもSOSダイヤル、千葉県警のヤング・テレホン、千葉地方法務局による子どもの人権110番、東上総教育事務所による電話相談など、さまざまな外部相談機関について児童生徒への周知を努めております。

国の調査では、いじめ問題の相談相手として75%の児童が学級担任を挙げております。学校では、養護教諭や身近にいる担任が随時教育相談を行うとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者の悩みに専門的な見地から相談に応じております。

次の3のいじめ対応マニュアルについてのお答えになります。

既に一宮町では、平成26年に県のいじめ防止対策推進条例を受け、学校におけるいじめの早期発見や防止、組織による対策を盛り込んだ学校いじめ防止基本方針を策定しております。さらに、学校ごとに基本方針を作成するとともに、千葉県教育委員会より配布されたいじめ防止指導資料集をマニュアルとして、さまざまな取り組みのほうを行っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問2点ほどございます。

まず1点目が、福祉健康課のほうの答弁の中に、個別支援会議、これは児童相談所の通告とはまた別のケースだと思いますが、個別支援会議がありますが、その協議した虐待の内容を教えていただきたいと思います。

2点目が、教育委員会のほうにお願いしたいと思っているんですが、いじめの問題で、千葉県教育委員会で配布されたいじめ防止指導資料集をもとに作成したマニュアルを、子供さんがいる家庭に配布するという考えはございますか。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの個別支援会議の協議した内容というこ
とで回答いたします。

昨年度は、個別支援会議を2件の家庭について合計4回開催をいたしました。いずれも身
体的虐待ですが、中には兄弟への虐待を見たことによる心理的虐待扱いの児童の対応も含ん
でおります。

以上です。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、再質問にお答えいたします。

いじめ防止指導資料集については、教職員の指導力向上を図るための資料であり、140ペ
ージにわたる冊子ですので、家庭への配布のほうは考えておりません。しかしながら、現在、
学校では、保護者及び児童生徒に向け、いじめのサインの発見シートやいじめ相談窓口を案
内した千葉県教育委員会作成のいじめ防止リーフレットを配布し、いじめ防止の啓発を図っ
ております。今後も折に触れ、リーフレット等を活用した啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 要望を、やはり虐待というものに関しては、起こってからでは遅いとい
う中で、どうしてもこれは対応策が必要なんですね。

そういう中で、まず1つ目の要望でございますが、私は、町で行われている要保護児童対
策協議会なんです、この中身の中で、専門職である方、そういう方をの中に入れていただき
たい。実はここに、平成30年度から34年度の千葉県青少年総合プランの資料の中に、そうい
った児童虐待防止対策の中で、児童家庭課が出している中では、スクールカウンセラー、ス
クールソーシャルワーカー、校内教育相談窓口の方、そしてまた児童家庭支援センター、児
童相談所の職員、そういった方を要保護児童対策協議会の中にも含めるべきだということもあ
りますので、やはり専門家の意見も聞きながらやっていただければ非常にありがたいのかな
と私は思っていますので、その辺の役割を持つ専門職の方を協議会の中に入れていただきた
いと思います。随時、虐待がなくても定期的にその会議を開いていただきたい。そういう中
で、虐待を見逃さない一つの手段かなと私は思いますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、いじめに関してもそうでございますが、子供がいじめをされて困ってしまった、そのためにも、子供たちがその対応策はどうしたらいいのかな、どこにすぐ電話をしたらいいのかな、やはり一番身近なところは、僕は、町の中にある教育委員会のいじめ相談とか、そういう窓口が開かれてもいいのではないかなという気がしていますので、その辺の要望をして終わりにしたいと思います。

○議長（小安博之君） 続けて2問目をお願いいたします。

○9番（袴田 忍君） 2問目でございます。

オリンピック開催に向けて郡内他町村への協力要請はしていくのかという質問でございます。

他町村の関係者、住民の方は、オリンピックを一宮町で開催することに当たって関心を示している方も多いと聞きます。しかし、関心を持っている方への情報は全くない状況にあると言えます。町として関連情報を、首長会議、多方面での会議で情報の提供をすることが難しいのか伺います。また、地域住民へ提供できる組織委員会からの情報が乏しいのかお伺いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 袴田議員さんのご質問にお答えいたします。

町では、オリンピックに関する情報共有の場といたしまして、長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会を平成30年1月に設置いたしまして、関係市町村の首長、学校、各市町村の商工会及び観光協会等にご出席いただきまして、定期的に情報共有をさせていただいております。

なお、当協議会では、組織委員会の担当者をお招きし、現在の進捗状況や今後のスケジュール等について最新の情報をご説明いただき、意見交換をさせていただいております。

また、地域住民の皆様に対しましては、これまで行政報告会等において、現在の進捗状況等をご説明させていただいているほか、平成31年3月31日日曜日ですが、オリンピックに関する住民説明会を開催させていただく予定でございます。

引き続き、皆様にご関心を持っていただけるよう、組織委員会とも情報を密にとり合い、情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私は、この一宮町でオリンピックが開かれる。やはり郡内一緒に皆さんが、一宮の場所がオリンピックの場所だという、そういう認識を持っていただいて、協力していただければいいのかなと。私個人の考えでございますが、私は今、長生村に事業所を持っています、長生の方からもよく聞かれるんですが、袴田さん、本当に一宮でオリンピックがあるかいとよく聞かれます。それ以上私は何も答えられません、知りませんということで逃げてしまうんですが、やはりそういった情報発信を町からしていただけると非常にありがたいなと私は思っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間程度経過いたしましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時20分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（小安博之君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。

質問が3点ほどございますので、別々に答弁をいただいておりますでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○3番（小関義明君） まず1点目ですが、県道南総一宮線の整備状況と今後の見通しについて伺います。

県道南総一宮線の整備につきましては、市街地の一方通行解消を目的といたしまして、平成7年から千葉県長生土木事務所で用地買収と工事が進められてきております。

全長1,060mのうち、約350mが既に供用開始はされておりますが、それ以後、長期にわたりまして目立った進展もなく現在に至っていると認識しております。ここで、それを踏まえて次のことについてご質問いたします。

整備が進まない大きな要因は何であるか。それと、用地買収の現状をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 県道の整備が進まない大きな要因は何かについてでございますが、県道南総一宮線は、一定の区間の用地買収及び工事が完了したところから供用されておりますが、現在は、用地買収において地権者との交渉が難航していると聞いております。

続きまして、用地買収の現状についてでございますが、事業費ベースで約60%の用地買収が完了していると確認しております。

今後も県、長生土木事務所と連携をとりながら、早期完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

小関義明君。

○3番（小関義明君） まず、千葉県と連携をとりまして早期完成を目指すということはもちろんのことでございますが、たまたま自分が以前聞いた話なんですが、長南町では町の区域内を、長生グリーンラインの買収をスムーズに進めるために、担当部局に専従職員を配置して、県の職員と一緒に交差を行った結果、茂原地区は別にしまして、長南地区については早期に用地買収が完了したということを聞いております。

早期に用地買収を完了させるためには、町でもこのような体制を参考に早期完成を目指すべきだというふうに考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大変ありがとうございます。大いに参考にさせていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

小関義明君。

○3番（小関義明君） 次の質問に移ります。町道の計画的な整備についてでございます。

町道の整備につきましては、年度ごとに各地区から要望を基本的にいただき、進めているというふうに認識しておりますけれども、総合計画では、高齢化社会における本町の道路行政はいかにあるべきか考察すべきときに来ており、それを踏まえ、幹線道路、生活道路まで含めて道路整備を進めていかななくてはならないというふうになっております。

そこで、平成27年3月に策定いたしました都市計画マスタープランでは、より具体的に路線を示し、整備を図るというふうになっております。おおむね20年が計画期間となっておりますが、これについて、ある程度細かい整備計画のようなものは策定してあるのかお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 町道の計画的な整備についてでございますが、町では、総合計画や、それを受けて平成27年3月に策定した都市計画マスタープランにおいて、交通量の特に多い道路や学校周辺の道路を主要町道として位置づけ、重点的に整備をしていくこととしていましたが、予算の制約もあり、各区からの要望や緊急性の高い工事を優先しているのが実情です。

今後は、引き続き町民の要望や緊急性に配慮しながら、長期的な展望に立って、都市計画マスタープランの具体的な実現に向けた整備計画も検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

小関義明君。

○3番（小関義明君） 計画的な整備をするということは非常に大切なことなので、計画的に事業が進んでいますので、ぜひ早目に整備計画を策定していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 要望ですか。答弁を求めませんか。

○3番（小関義明君） 要望で結構です。

○議長（小安博之君） では、続きまして質問をどうぞ。

○3番（小関義明君） では、続きまして、先ほど町長の施政方針の中にでも、子供の虫歯予

防対策の取り組みが述べられておりましたけれども、私、口腔保健の充実についてご質問を申し上げます。

まず、口の中を健康に保つということはどれだけ大切なことか、私も今になって痛感しているところでございますが、厚生労働省では、団塊の世代が皆75歳以上になる2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。そこで、国では8020運動を立ち上げまして、80歳で20本の自分の歯を残そうという運動を進めております。成人男性で、口の左右対称に7本ずつ上下で28本が正常な数だそうです。

オーラルフレイルという言葉がございますが、つまり歯や口腔の機能の衰えのことをいいまして、歯の本数が減る、食べにくいといった状態を指します。このような状態になりますと、かたいものが食べにくくなる、やわらかいものばかりを食べようになります。そうしますと、かむための筋力が衰えるため、さらにかたいものが食べにくくなる悪循環に陥ってしまいます。食欲がなくなり、体力ややる気がなくなるなど、心身に影響を及ぼすことにもつながってまいります。外出の機会が減った、好きなものを食べたくなくなった、活動的ではなくなったという人は、認知症への危険信号だというふうに言われております。

「しっかりかんで、しっかり食べて、しっかり動く」が健康寿命を延ばすコツであると千葉県歯科医師会も言っております。また、脳の老化をとめたければ歯を守りなさいと、歯のケアで認知症の改善と予防ができると認知症専門医も言っております。しかしながら、町の成人歯科相談は年に3回、相談時間は1時間で完全予約制となっております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず1番目として、成人歯科相談の実績を3年前から教えていただきたいと思います。また、どのような方が相談に見えているのか伺います。

2番目といたしまして、このほかにも口腔に関する保健事業や取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

3番目として、町でも、健康寿命を延ばすことは、年々増加の一途をたどっている介護保険事業費に係る予算軽減にもつながる重要な事業として位置づけ、例えば歯科衛生士などの増員を図りまして、子供のころからその大切さを教育することによって、将来的に健康寿命を延ばす取り組みをしていくことが重要ではないかと考えますが、その考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、口腔保健の充実ということで、この件に関しましてお答えをいたします。

3点の1点目、成人歯科相談の実績を、3年前からの実績ということでお答えいたします。

成人歯科相談は年3回実施をしております。歯科衛生士を雇い上げ、口の中の状況を確認し、1人30分程度の個別相談を行っております。実績といたしましては、平成28年度は延べ11人、29年度は延べ9人、30年度は延べ7人の参加がございました。参加される方は60歳以上の方が多く、入れ歯やかみ合わせ、また歯ブラシの選び方等の相談がありました。

続きまして、2点目の、成人歯科相談のほかに町でやっている保健事業ということでお答えいたします。

一宮町健康増進計画の中に、「生涯を通じて歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制・口腔機能の維持に努めます。」という項目を掲げ、歯科保健事業に取り組んでおります。事業としては、マタニティ教室での歯科指導、乳児相談における歯が生えそろう前からの虫歯予防指導、また1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診では、フッ素塗布とブラッシング指導を行っております。新たに平成30年度は、保育所年長児を対象にフッ化物洗口を開始し、31年度からは小学校1年生からも実施する計画でおります。また、小中学校でも歯科衛生士を雇い上げ、歯科保健学習も行われております。

65歳以上の方には、一般介護予防事業の教室での雇い上げの歯科衛生士による口腔衛生の指導や、誤嚥性肺炎予防のための舌や喉、口周囲の運動等を集団指導で行っております。さらに、千葉県後期高齢者医療広域連合では、76歳の方を対象に医療機関での歯科口腔健康診査を実施しております。

続きまして3点目でございますが、これからの町の取り組みということで、生涯を通じた口腔保健事業は、健康寿命を延ばしていく上で大変重要であり、歯科衛生士等の専門職の果たす役割も大きいと認識をしております。

現状では、歯科衛生士の対応が必要な事業については雇い上げにより対応しており、支障は来していませんが、今後、口腔保健事業を推進していく中で、必要に応じて雇い上げを増員するなど、事業の推進に支障がないよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、今の答弁をお聞きしまして、取り組み状況がよくわかりました。さらなる取り組みをお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小安博之君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 私、大きな質問で5つあるので、ちょっと時間が長くなるかもしれませんが、要領よく進めたいと思います。それで、質問の順番なんですけれども、回答が届いた順に質問したいと思いますので、ご了承ください。

まず1番目は、教育委員の人選及びアクティブラーニング、これで結構です。

○議長（小安博之君） 大橋君、すみません、もう一度続けて、今の順番につきまして。

○4番（大橋照雄君） 順番につきまして、答弁書が届いた順に質問をしたいと思いますので、ここに掲げてある質問の順番と違いますので、ご了承いただきたい。

○議長（小安博之君） どのように。

○4番（大橋照雄君） だから今申し上げますが、1番目は1番のままでいいんですけれども、4番の買い物のやつが2番目になります。3番目は3番で結構です。4番目は公約の実現になります。だから、2番が4番になります。5番は5番で結構です。そういう順番にさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） わかりました。どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず、教育委員の人選及びアクティブラーニングについて、これから始めます。

現在、いじめ、虐待、学力の格差など、これからの教育環境は非常に厳しい状況である。したがって、教育委員の役割は特に重要となる。現在、1名欠員の補員は慎重にすべきである。多くの方々が納得できる人選を希望する。

また、アクティブラーニングという教育方針に移行するとの情報がある。具体的にどう変わるのか説明を求める。そして、家庭のあり方も非常に重要と思われるので、親の方々への

説明会など丁寧な説明を求める。

これで1回お願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、まず1点目の教育委員1名の欠員について、お答えをいたします。

教育委員会制度は、政治的中立性、教育の継続性、安全性を確保し、地域の住民の意向を教育行政に反映させることを目的に、昭和31年6月に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき運営されております。

教育委員会の構成は、教育長及び4名の委員で組織され、昨年12月に長年務められました山田和雄氏のご逝去されたため、現在欠員となっております。

教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命をいたします。教育委員の人選に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しく偏りが生じないように配慮するとともに、学校教育のみならず、生涯学習、文化振興、スポーツ等、幅広い分野からの人選を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、主体的・対話的で学びの深いアクティブラーニングについてお答えをいたします。

小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から、新しい学習指導要領が全面的に実施になります。文部科学省では、新しい学習指導要領に、主体的・対話的で深い学びを実現していくことを総則に明記しております。

主体的・対話的で深い学びは、特定の授業方法を指すわけではなく、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎながら、授業改革のための視点を養い、児童生徒の実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫、改善を図ることが目的です。教育委員会では、そのための研究協議会を開き、実践研修を行い、教員の指導力向上に努め、準備のほうを進めてまいっております。児童生徒みずからが課題を見つけ、主体的に学習に取り組み、他者との対話を通じ、知識を相互に関連づけて深く理解し、学びに向かっていくことを目指します。

また、今回の指導要領の改訂につきましては、社会に開かれた教育課程の重視という方針を踏まえ、その趣旨等を保護者や家庭に対し、ホームページや学校だよりを通して周知をし

てまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 傍聴者の方をお願いします。

携帯電話は電源を切るかマナーモードに切りかえるなどして、音の出ないようにお願いします。今後、着信音が鳴った場合は退場願う場合もありますので、よろしくお願い申し上げます。

答弁が終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） では、再質問をお願いします。4番、大橋です。

まず、教育委員でございますが、これは町長が任命権を持っているということでよろしいと思いますが、前回の教育長の人選のときに、非常に情報公開的な部分が欠けていたので、私は改善をお願いしたんですが、その改善はされないということで、今回また教育委員の任命が同じ形でやられることを、非常に町民の方が危惧している方が結構いらっしゃいます。

したがって、町長の公約、また後であります、情報公開、町民協働という部分に公開する部分に関係するんじゃないかと、そういう思いがありますので、町長の今後のこういう人選に関しての選び方の方法を変える考えがあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私、その問題については文書でお答えを差し上げたと思います。ここでその文書を再現することをお望みでいらっしゃいますか。

（「今までどおりということで回答ですね」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） 私が文書でお答え申し上げたことにつきましては、教育長あるいは教育委員の人選について、制度的な改正をお望みでいらっしゃるというふうに申入書で私は認識をいたしました。

その主な要点といたしましては、まず候補者の選定というところで公募を行うべきではないか。またもう一つは、実際にその候補者の中から選ぶ段階において、一定の町民の皆様の関与、要するにご意見を伺いながらその中で選定をすると、そういった2つの要点が大橋議員からのご要望の要点かと思います。

1つ目につきましては、公募につきまして、私がお答え申し上げたとおりでございます、

文書で。過去に幾つかの自治体で、そうした公募形式で候補者をまず募るという形をした経験がございます。それらについては総括的な研究論文も出ておりまして、そうしたものをじっくり読みますと、功罪相半ばすと申しますか、一方で選考の、要するに候補者がはっきりわかるという意味での透明性を確保できるんですが、一方では、これを実際にその中から選ぶ、あるいはそこに応募していただくという方のさまざまなバイアスがかかって、かえって大きな問題を引き起こしている事例もたくさんあるわけでありまして。したがって、こういった公募制が絶対善とは考えにくいと私が認識していると。メリット、デメリット、両方あるというふうに認識しているということをご回答申し上げました。

それからもう一つ、実際に例えば教育委員などについて、町民の皆様のご意向を踏まえていくと。これは恐らく、教育長については過去にそういった事例はないんですが、教育委員については、戦後間もなくの時期、公選制が行われました。また、中野区におきまして、1980年代ですが、教育委員の準公選制というものを実施したことがあるわけでありまして。

しかし、これはいずれもさまざまな、投票率が非常に低くなってしまう。そして特定の党派、立場の方の影響力が過大に反映されがちになる、そういった弊害が指摘をされまして、中野区でもこれは取りやめになっているわけでありまして。したがって、こういったプロセスも功罪相半ばすというか、メリット、デメリット、両方ある。

現行制度におきまして、ではこれはメリット、デメリット、両方あるのかといえ、やはりそうだと思います。例えば候補の方について、幽玄の方が候補として出てくるということが必ずしも確保されませんから、そういう意味では、公募の形でその輪郭がはっきりします。そういった意味ではデメリットがないとは言えません。

しかし、やはりメリットと申しますか、では現行制度で大きな根本的な問題があるのかといえ、我が町については現行制度でずっと行ってきたわけですが、過去に致命的な問題が起こったというのは、寡聞にして私は聞いておりません。

したがって、町長がしかるべき皆様のご納得のいただける人選を遂行すれば、それは現行制度でも十分、社会的な文脈の中で十分納得していただける、そういった形に進めることができるものだと思っております。

ですので、私としてはもう一つ大きな論点があります。この問題につきましては、こういった大きな制度の変改につきましては、関係者間での議論、論点を十分出し尽くしてから最終的な決断をすると、そういったプロセスが必ず必要です。また、町の皆様の幅広いご議論、この問題がそれだけ重要であるということからする、さまざまなご議論も必要だと思います。

我が町ではそうした予備的なプロセスは全くないわけですから、ここで直ちにそのような根本的な制度変改を行うというのは、私はかえって不適切であると考えております。

以上のような観点から、現行制度の運用を正しく行っていくということが私のこれから目指すべき方向であると、現段階では考えていると申し上げたく存じます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

（「アクティブラーニングを」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） これ以上再質問はできません。

（「そうですか、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 続きまして、次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） では2番目、買い物についてお伺いします。

買い物などが不便、便利なところへ、こういう声が私の周りでは起こっています。したがって、高齢の方が多いんですが、中には私の知っている方で2件ほど市町村外に、町から外に転出した方がいらっしゃいます。近隣の市町村では対策を行っているという情報があります。一宮町はどうするか、具体的にいつまでにどのようにするかを求めます。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

町では、現在、65歳以上の高齢者や身体障害者の方を対象に、町内のどこでも送迎するサービス、俗に新にこにこサービスと言っていますけれども、これを実施しております。平成14年4月からスタートしたこの事業は、当初は行き先が医療機関と駅までなど要件に制約がございましたが、平成22年10月より、無償運送によるドア・ツー・ドアのデマンド運送として、現行の新にこにこサービスを実施しております。

内容は、月片道8回、透析の方は16回、町内全域どこへでも運行しており、平成31年3月1日現在で登録者数は約840名、月に約180名の利用をいただいております。高齢者の通院、買い物の足として利用者の方からは大変好評をいただいておりますが、利用回数の増加、町外への運行など、利用者からはさらなる利便性を求める声があるのも事実でございます。

利用回数の増加、町外へのサービス向上に向けては、地域公共交通の観点から、バスやタクシーなどの民間業者を圧迫しないなど、お買物・観光循環バスを含め、今後必要に応じて

慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。再質問です。

いすみ市等では移動スーパー、そういうものを作って、実際、市民のほうに出向いている事業をやっています。そういうことを町としては考えられないか。また、長生村ではタクシーに割引制度を設けてこれを活用している。そういうことを一宮町としてはできないか。今のにこにこですと、まだ不十分だという方が結構いらっしゃるので、そういうものも参考にして検討してはどうか、そういうことで再度質問します。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのまず1点目、移動スーパーの件、そして長生村で行われている福祉タクシーの件をお答えいたします。

まず移動スーパーですが、いすみ市等で行っている移動スーパーは、経済産業省の地域自立型買物弱者支援事業を活用して立ち上げを行っており、総菜や日用品等を積載した移動販売車が自宅の前や決められた場所まで移動し、対面販売をするシステムでございます。

事業者はNPO法人であり、現在、いすみ市、大多喜町、長南町、袖ヶ浦市で買い物エリアを拡大しており、現在、一宮町でも約20件の方がこの移動販売車を利用していると伺っておりますので、必要な方はこれを利用いただければと考えております。

また、長生村が実施している福祉タクシー事業と外出支援事業を合わせた平成29年度決算額は、一宮町の約3.2倍の1,630万円ほどとなっております。なお平成30年度はさらにこれを増加する見込みと伺っております。長生村並みにこれを実施しますと、多額の予算を伴うことが想定されることから、新にこにこサービス事業との調整も踏まえ、また、町の公共交通全体を考えながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

（「ちょっと確認でよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） ただいまの再質問の答弁を要約しますと、移動スーパーはいすみ市でやっているのです、そちらを活用したらいかがですかと。それから、長生村がやっているタクシーに関しては、非常に多額のお金がかかるので町としてはできない、そういう解釈でよろしいかと思いますが、以上でよろしいですか。

○議長（小安博之君） 回答できますか、確認の意味でということで。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） 移動スーパーにつきましては、いすみ市のほうで事業展開している業者がおりますので、改めて町でここで新しい業者とではなくて、そちらの業者を利用いただければ効率的かなと考えております。

あともう一点、長生村のほうですけれども、多額の金額がかかっているということで、これにつきましては予算の面もありますので、今すぐ実施するという方向では考えておりません。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 大橋議員、よろしいですか。

○4番（大橋照雄君） 結構でございます。引き続きまして3番に移りたいと思います。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。3番の質問をします。株式会社リアライズについて質問します。

町が310万円出資した株式会社リアライズは、地方創生交付金を活用して一宮町を活性化する目的の会社で、創設当時、議会の承認を得ていた。しかし、この会社の内容はほとんど町民に知らされていないのが現状である。

そこで、地方創生交付金の流れと今後の事業展開、また、最近耳にした増資が行われた内容及びこの増資により町の立場が変わるのか、その説明を求めます。ちなみに、創設時の資本は910万円の会社で、そのうち310万円を町が出資、町が筆頭株主でした。

よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、3点目の質問にお答えいたします。

まちづくり会社一宮リアライズでございますが、一宮町の地方創生を目的として設立した会社でございます。

設立当初は、サーファー人口の増加を目的としたサーフィンセンターの設立、移住者増加を目的としたモニタリングハウスの建設、商店街の活性化を目的とした空き店舗の改修の3つの事業を予定し、空き店舗改修については、複合施設SUZUMINEとして整備を終えております。

交付金自体の流れでございますが、町が策定した総合戦略をもとに、町から交付申請等を県を通じ国に提出し、その後、交付決定通知を国から受けた後、事業を実施するもので、交付金の支払いは事業の完了後、国・県を通じて町に支払われる流れとなっております。

また、今後の株式会社一宮リアライズの事業でございますが、現在、サーフィンセンターやモニタリングハウスの2事業については休止をしておりますが、当面は複合施設SUZUMINEの運営を確実にやっていく予定でございます。

なお、町民の皆様には、昨年11月の広報いちのみやで、これらの状況についてご報告させていただいたところでございます。

次に、増資に関してですが、株式会社一宮リアライズは、ご質問のとおり資本金910万円、うち町は310万円で、平成28年8月25日に開業いたしました。しかし、事業運営では、平成28年度の決算は赤字、平成29年度の決算も赤字の見込みとなることから、現状のままでは、平成30年度中に財政面で会社運営に大きな支障を来すおそれが生じたことから、平成30年3月に増資を行い、経営基盤の強化を図ったものでございます。

ただし、会社設立当初から、町は追加の出資や債務保証は行わない方針でございましたので、増資に当たっては、会社内で協議の結果、2名の取締役が増資分の株式引受人となりました。なお、この増資に伴い、町の株式保有率は34%から18.7%に低下し、単独での議決権行使はできなくなりましたが、会社存続のためには必要やむを得ない措置と考え、同意したものでございます。

また、この件につきましては、議員の皆様にも平成30年3月2日開催の全体会でご説明しており、ご理解いただいていると認識しております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

大橋照雄君。

○４番（大橋照雄君） ４番、大橋です。再質問をお願いします。

今のリアライズなんですが、１期目が約800万円の赤字、２期目が約300万円近い赤字、２期の累積赤字が約1,100万円近くになります。これは当然、債務超過に陥っているわけなんです、そのほかに臨時職員であられた方が６月の議会で予算を削減され、その方が現在不在です。

したがって、現在のリアライズは、まずお金がない、スタッフもいない、それから議決権もない、国への交付金の申請も今していない、そういう状態でございます。ない、ない、ないという状態ございまして、このまま本当に推移して大丈夫なのか、こういう心配をなさる方が、私のスタッフの中に、あるいは支援者の中におります。

３本の矢で運営するはずの組織の会社が、２本が死んじゃって１本だけで今、やっと何か動いている感じなんですが、この状態で本当にこの会社が再生するか、非常に大きな疑問を持つと、そういう思いでありますので、町長はどういう形でこれを再生に導くか、そのやり方をちょっと説明していただきたい。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

ご質問のとおり、リアライズについては、当初はテナントの入りが悪く、２期連続で赤字となっておりますが、現在についてはかなりのテナントが入っており、今年度以降黒字に転ずる見込みでございますので、今後は、リアライズとしてはSUZUMINEで着実な事業運営を図っていきたいと考えておりますし、サーフィンセンター、モニタリングハウス等につきましては、今後、国の新たな助成事業等を勘案しながら、引き続き事業をできる方策を模索していきたいと考えております。

なお、事業の実態といたしましては、実際はリアライズの社員としてまだ１名、きちんと会社の職員としておりますので、回数は減りましたが、現在、月に１回程度、SUZUMINEのほうへ来ております。また、携帯電話等が今ございますので、この点では随時連絡がとれる状況となっておりますので、運営の実態がないということではございません。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 次に移ります。4番目に入ります。公約の実現はできるのかという項目になります。

公約に準ずるマニフェストは守るという、前回の議会での町長の発言がありました。そして、その3日後に行政報告会があったんですが、これが公約であるというふうに明言されたと聞いております。

そこで再度お尋ねします。

一番重要と思われる「町の収入を徹底して増やす」の具体的に現在取り組んでいる施策の説明を求めます。以前、東京にある企業の本社を一宮町へ移転させるという話も町長からあったと思いますが、この点もどのように取り組んでどうなったのか、説明を求めます。公約が守れたら、「お金がないからできない」はなくなるはずなんですが、その辺を特にお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

公約とおとりいただいて結構ですと申し上げた私の言明でございますけれども、いかにここに掲げました町の収入を倍増するという目標を実現するかということについて、実は、過去にも複数回にわたって議会の一般質問でご質問をいただいております。そちらにも詳細にお答えを申し上げますので、そちらも参考にございいただければと存ずる次第でございます。

私は、以下のような考えを持っております。

まず、我が町にふさわしくはないんじゃないかと思う増収策でございますが、大企業の工場進出あるいは大規模な住宅地開発といった従来型の大規模プロジェクトは、未利用地が少ない我が町においては、見通しが立ちにくいというふうに考える次第であります。

また、良好な環境の魅力によって、移住者を引きつけつつある我が一宮町でございますので、建設や維持管理において近隣住民との間で合意形成が難しい大規模施設の誘致、こういったことも可能性が低いのではないかと考えているわけでございます。

では、ということが町の収入を増やすのに重要か。商工業関係、サービス業関係の地場産業の育成が何より重要だと考えております。政府の方針にも記されておりますように、こ

れからの日本における成長産業としては、まず観光が挙げられるわけであります。

鎌倉市は、史跡が多く、昭和前期から有力者の住宅地として人気がありました。近年は、時期を問わずコンスタントに訪れる観光客により、さまざまな中小の商工業あるいはサービス業事業者の展開が全市にわたって満遍なく見られます。ここには大きな企業の存在は見当たりませんが、地域経済は大変活況を呈しております。

私ども一宮町は、鎌倉ほど多くの史跡は持っていませんけれども、しかし、玉前神社を初め、近年のサーフィンの大変な熱といい、来訪者を引きつけるものが色々とあります。全町的に観光的な消費に向けた商工業、サービス業関係の産業育成を行っていくこと、鎌倉のレベルまでいけばもちろんですけれども、それを目指して進んでいくことが、まずは重要であるというふうに考えておる次第であります。

また、一方で農業、私ども一宮町の基幹産業でございますが、やり方次第で成長産業化するとされている産業であります。農産物に高い付加価値をつけ、そして生産を直接消費者と結びつけることによって、そして高収入を実現していくこと、これは実際にそういったことをなさっている方が町にもいらっしゃるわけですが、これをより大幅に展開していくことは、今後ますます重要になると考えております。

また、農業にも、補助的には観光との結びつきを強化することに意味が出てくるというふうに考えております。そして、家族経営を中心とした地域の農業経営体を軸とした地域農業を、高収益のもとで続けていくということを目指すべきであるというふうに考える次第であります。

さて、一方、東京のベッドタウンとしての要素も我が一宮町は多く有しております。そこで、都市部からの勤労者が移住していただくということも、住民税の増加ということで、私ども町財政の改善に直接つながる好要因でございます。そうした意味で、移住モーメントを退化させない努力は継続的に必要だと思います。これは多岐にわたりますので、実際に行っていることもございますけれども、ここでは割愛をさせていただきます。

こうした中で、お一人お一人のなされる営為の成果が積み重なって、大きな経済的な活動の渦の形成につながっていくように、そうした見通しを持ちながら、行政は応援団あるいはグラウンド整備、あるいは場合によってはコーチといった後衛の役割になりますが、そうした役割から一貫した施策を追求していくことが、目下、最も必要なことだと考えております。

実際に、経済規模を倍増するということは容易ではありません。しかし、それを究極の目標として、こうした考えのもとに各種の努力を行っていくしか、町を存続させていく、発展

させていく手段は私はないと考えている次第であります。

具体的にどうしているのか、これは過去にもるる申し上げましたので、絞って申し上げますと、駅前観光拠点施設の開設、SUZUMINEの開設、特産品開発支援事業の創設などを行っております。こうした方向に事業者の方々の、今、私が申し上げたような方向へ、事業者の方々の営為が進んでいくように、誘導をさせていただいているところであります。成果は、もちろん大変大きいということはない、まだ小さい段階だと思いますが、確実に前に進んでいると考える次第であります。

また、先般、町内事業者の方から、一例でありますけれども、ホームページのバナー広告、町がホームページに掲げておりますバナー広告、こちらに広告をお出しいただくと、お仕事獲得の上で大きな積極的な実はメリットがあるというお話を伺いました。大変うれしいお話でありまして、さらに私ども町でも、こうした対外的な発信の回路でも、町の事業者の皆様のお手伝いを展開していきたいと考えている次第であります。

さて、ご質問の中にございました東京からの本社移転についてですが、実は過去に何名かの方から、そうしたご意向を私に個人的にお示しいただいたことがございました。ただ、実際にはさまざまな関連要因がありまして、実現をいたしませんでした。しかし、実はそれとは別に、現実には本町へ移住をされて、本社機能をこちらに移されるという方もあらわれております。また、地元で新たな事業者の方も立ち上がっております。そういった私どもにとってありがたい動き、経済的活動が活発化する動きを今後も注視し、先ほど申し上げました、行政はあくまで後衛でサポーター役ですので、サポートできる機会を逃さないことが重要だと思っております。

さて、一方で各種民間事業などへの投資につきましては、リスクもはらみますので、個々の事案を見きわめながら慎重に進めていくべきだと思います。ふるさと納税制度の利用についても、過度の依存は大変問題があるというふうに考えますので、限定的に補助的に使っていくべきであるというふうに考えております。

なお、申し添えますと、財政力指数1になるまでは、町の収入を増やしていったとしても、税収のみならず町の収入を増やしていったとしても、地方交付税が減ってしまうことになるわけです。しかし、直接、町税として町に入ってくなくても、町の事業者の方々の経済活動が活発になること自体が地域に活力をもたらす、これが何よりの核心です。

そういうことでいいますと、地方交付税の減少に目を奪われずに、個々の事業者の方々の活動の活発化を促す政策を持続的に展開していきたい。そして、冒頭に申し上げたような目

標につなげていきたいというのが私の考えであります。

以上であります。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

ただいまのお答えを聞くと、まず町の収入を倍増するという目標を掲げてやっていくと、そういうふう聞こえました。そして、地場産業が重要であり、まず観光、それから農業、それとベッドタウン、このところがこの町の要するに活性化していくポイントであるような話に聞こえました。そして、ずっとやっていきますと、要するに民間などの投資については、リスクが非常に大きいので、やらないほうがいいだろうというような形の答弁だと思います。

そして、財政力指数1になるまで町の収入を増やしたとしても、地方交付税が減ってしまいますと、こういう答弁がありました。地方交付税は減らない方法があります。これは今説明すると長いので、地方交付税の減らない方法はあるんです。

そして、私、公約に関しては答弁書が来るのが非常に遅かったので、なかなか検討する時間が少なくて、申し上げるのは非常に厳しいんですが、私、今回5件の質問状を出しました。3件についてはある程度想定内の期日に届いたんですが、公約など2件については、議会の前の日と、それからその前の日に届きまして、私は町民の方々と検討しながら議会に臨むように努力しておりますので、この検討する機会が奪われてしまいまして、非常に残念な思いをしております。

まず、公約についてですが、公約は町長が有権者との間に契約を交わした、こういう状態だと私は考えております。そして、町長はその契約に基づいて大きな権限を与えられております。これは最重要なことでございます。権限を与えられているんです。有権者はその公約、契約書に基づいて1票を投じています。したがって、公約が守れないということになりますと契約違反、こういうふうにも受け取る人が当然出てきます。

公約という言葉は町長は公の場でなかなか使わないで、準ずるものとか、そういう形で結構言っていっぱいしました。町長のこの発言の仕方は、町民に対して、あるいは有権者に対して、ある面、背中を向けたような言葉に聞こえます。巧みに言葉をその場その場でうまく使い分けて、しのいできている、そういう結果に私は見えます。

○議長（小安博之君） 大橋議員に申し上げます。再質問の要旨を簡潔にお願いいたします。

○4番（大橋照雄君） 町民が不信感を抱いております。責任が非常に重い。だから、町長はこの公約を守る、そういう情熱があるのか、そういう意欲があるのか、それを感じられないので、ぜひそのところを今後の行政運営において出していただきたい。その辺を一言お願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご批判は甘受いたしますが、ご質問とはどうも受け取ることが難しいお言葉でございました。

そういう覚悟があるかということでございますか。そういうことであれば当然であります。そういう覚悟がなければ、この職についているということはございません。ですので、大橋議員がお考えになる手段と直ちに一致するかどうかということについては、またこれは議論があろうかと思いますが、私は私なりの考えで、この目標を実現すべく頑張っているということでございます。

それから、公約については、私は、公約とマニフェストという言葉が世の中で使われておりまして、その区別もはっきりしないなと思っておりました。それで、正直なところ、自分としては何の言葉を使えばいいのか、自分が選挙に臨んだとき判然としなかったものですから、あえてそういう言葉を使わなかったということです。

ですから、皆様がそれを公約だとお考えになるのであれば、それで結構ですと。事実として私は公約と申し上げなかった。公約とかマニフェストとかたくさん飛んでいたんですけども、何がどういうふうに違うのか判然としませんでしたので、私自身がそういう言葉を使わなかったということです。

それは事実なんですけれども、皆様が、ですから町民の方へのお約束ですかというふうに言っていただければ、それはお約束であります。それを公約というふうな言葉で呼びにしたいということであれば、公約で結構でございます。マニフェストは何かどうも、使い方によってはもっと厳密に使うときもあるようでございますけれども、いずれにしても私は申し上げたことを守るために、今、仕事をしているということでもありますので、そこはどうぞご疑念のなきようお願い申し上げます。

（「では公約ですね」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） 結構でございます。ですから、不十分であるというご批判はいただきますが、そこについては、そういうお約束を差し上げていないとか何とか、そういうことはないということでございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ではあと1つ残っていますので、民営化の名のもとに、食、水、医療などが売られる、こういう情報が、あるいは私は本を読みまして、あるいはこの間、シーサイドオーツカにおいて、東京大学大学院の教授、鈴木氏が講話なさった中に、町長も同席していらっしやいました。そして、内容については、日本は今、規制緩和をどんどん行って民営化することで、今だけ、金だけ、自分だけの企業が、食、水、医療の権利を握り、国民の生命、財産が奪われる。守るのは地域であるとの話でありました。このような危機が想定される中、町長はこの点に関してどう対応するつもりか、具体的な策を求めます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、ご紹介いただきましたホテルー宮シーサイドオーツカで、郡市議員会の皆様の交流会の席での鈴木宣弘教授のご講演についてということでございます。

そこを踏まえての町が何をするかということですが、鈴木教授のご講演についてであります、私は、大変正確で批判的な視点、随所に非常に鋭い視点がちりばめられた、魅力的で説得力のあるご講演であったというふうに思います。

その中で、T P Pなど、アメリカが抜けた形でのT P Pが進んでいるわけですが、これは私どもの地域の発展に大きな影響を与える政策であります。それが国によって展開されてくるということになります。こういったことにつきましては、事態の推移をよく見きわめた上で、他の自治体とも連携をしていきながら、地域保全につながる各種の対策をとっていくことで、その悪影響の回避に努めていかなければならないと考えております。

ただ、まだ具体的な、ここはまずいというところがさまざまに語られておりますけれども、現実の姿としてはまだ十分見え切っていないというところであります。これはそうした状況を見きわめながら、的確に対応していく必要があるかと思っております。その際には、鈴木教授のお話は大いに参考にさせていただくことを考えている次第であります。

鈴木教授のお話は、大変原稿も長く、内容は多岐にわたるものでございました。個々の具体的な事案、一つ一つ鈴木教授が挙げてくださったお話については、煩雑になりますのでここでは省かせていただければと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

ただいま答弁をいただきました。それで、私が私なりにまとめますと、先頭を切ってこれに取り組む、そういう姿勢は今考えていない、具体的に何も考えていない、そういう考えの捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） こういった問題は、例えば学者のお立場からいろいろなことをおっしゃっていました。実際には政府側の学者の方もさまざまなことをおっしゃいます。そういったものの中で、1つのものだけを選んで、まだ何も始まっていない段階から、自分たちはこういう立場でいくんだというのは、大変、私はかえって危険性が大きいというふうに思っております。実際にどのようにそういう法案が作用するのか、そこはよく見きわめなければいけません。

例えば、これはちょっと古い例になりますけれども、住基ネットを当初国が推進したとき、現在、住基ネットはもう廃止になって使われなくなってしまったわけなんですけれども、そういう展開をどなたも予想しなかった。一生懸命対応したんですけれども、そのときのことを考えますと、とにかく住基ネットというものに非常にさまざまな議論がありました。現実にはそれほどのことなく終わりました。

大変過敏に反応された向きもあったんですけれども、そのあたり、やはり個々のそういった政策、鈴木教授のお話は私は啓発性に富んでいたと思いますが、よく見きわめて、地域へどういう影響が本当にあるのか、そこは見きわめながらでないと、かえって事を誤ると私は考えておりますので、今の段階で、具体的にどこをどう修正するということを、一宮町の立場では考えていないんですかとおっしゃっていただければ、そのとおりですとお答えいたします。もう少し見きわめる必要が私はあると思っております。

○議長（小安博之君） 再質問に対する答弁は終わりました。

○4番（大橋照雄君） 以上で終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問に入りますが、初めにご了解いただきたいと思います。質問の進捗状況によりましては、途中で12時を過ぎることも予想されます。大きな項目の1点目が終了した時点で休憩をいただきたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

それでは、通告書に出しました3点の質問がございますが、恐らく1点目だけ午前中という形になるかと思いますが、順番どおりで1件ずつ進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

まず1点目ですが、Q S 6000への補助事業について伺うということで、質問項目を3つほど挙げております。

平成28年度の大会来場者数1万5,000人、29年度は2万人、30年度は2万2,000人ということですが、前回この数値の信頼性は疑問だということで挙げさせていただきました。

そこで、この数字の根拠となる調査方法、あるいは町が把握しているデータ、これについて説明をいただきたいと思います。そして、これらのデータに疑問を感じなかったのか、それに対して対応を考えなかったのかという点についてもお伺いしたいと思います。

また、これに関連しまして、一宮町へのサーファー客数、観光入り込み客数ですが、60万人という数値がこれまで上げられておりますが、この根拠について、調査法ですとか内容等の説明、こうした点をお願いしたいと思います。

2点目になりますが、これまでの説明では、大会の集客数は主催者の発表によると伺っております。町独自にこの集客状況、町の経済面への影響、効果ということですが、こうした調査がないようです。平成29年のちばぎん総研によるサーフォノミクス調査というのが発表されておりますが、この調査自体も基本となる数値データ、ベースになっているものがこの来場者数と観光入り込み客数に基づいております。基礎データとなる数値の確認はしなかったのかという点と、その理由はどうしてなのかというところをお伺いしたいと思います。

また、新年度の予算に関しましても、Q S 6000開催に当たってどのような状況かというような調査というのが、それに当たる経費が見当たらないようなんですが、これまでも、新年度にも多額の補助金を出すというような計画もあります。

そして、それにもかかわらず、町の活性化のために独自に信頼性のあるデータを調査する

考えはないのか。そして、町長にはこの情報データの重要性をどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

3つ目としまして、本年で4回目となる大会なんですけれども、これまで上げましたように経済効果の問いに対して、毎回、テレビへの露出度による宣伝効果が数百万円に上るといようなご説明ばかりで、具体的な根拠のある経済的な効果というようなものが示されておられません。本年開催で、町内事業者等への経済効果を拡大させるための具体的な施策ですとか目標値、こういったものが本来あるかと思しますので、これについてお伺いいたします。

さすがに、これまで何回も回数を重ねてきたわけですから、こうした具体的な効果ですとか事業者の情報がないというのは、いささか信頼を失うことにもなりかねません。オリンピックが実施されることは間違いないことですから、できる限り町の活性化につながっていただきたいと思うのは、皆、一様だと思います。その点を十分に踏まえてお答えいただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問の2番目と3番目について、部分的なところで恐縮ですけれども、私のほうからお答えを差し上げたく存じます。

2のところでございますけれども、新年度の予算では調査経費がないけれども、信頼性ある調査を行う考えがないかということでございます。また、情報データの重要性をどう考えるかというご質問かと存じますが、ここについてお答えをまず差し上げたく存じます。

新年度の予算には調査経費は計上をいたしておりません。それはおっしゃるとおりでございます。しかし、情報データは非常に重要だと私は考えております。これはおっしゃるとおりでありますので、私ども、31年度の大会においては、主催者あるいは私ども役場のスタッフも含めて、来場者数の把握についてより確実な、今までは主催者の皆様から事後的にいただくということでしたけれども、実際に開催されているところで私どもも参加するような形で、また、主催者の方にも定点観測を行っていただいて、実証的な数字で調査をしていきたいというふうに考えている次第です。そういったことで、来場者数については、より客観的な把握を試みたいと思っております。情報データは非常に重要だと考えております。

それから、3つ目の経済効果拡大の具体的な施策、目標値、目標値といったものは、はっきり私ども現在設定をいたしておらないわけでありまして、経済効果、集客拡大が大事

であるという藤乗議員のご意見には全く私も同感でございますので、本年は、まず開催の時期を例年と違って少し前倒しいたしまして、長いお休みになりますゴールデンウィークの開催にしまして、集客の拡大、経済効果を大きくしたいということで、経済効果の拡大を目指して、そういった日程の調整もいたしました。

また、この大会には、オリンピック開催の1年前ということでございますので、国内外の有力選手の出場が予定されております。WSLの大会、またNSAの大会、どちらもオリンピックをにらんでの有力選手がお越しになると。そういった中で、私どもも大会の宣伝、広報などを従来よりも強めて、そしてこれまで以上の来訪者、集客といったものを確保できるようにと努力をしたいと思っております。

以上でございます。少々総論的なお話になりますが、そういったことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 藤乗議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

大会来場者数に関しましては、これまでも何回か答弁してはいますが、大会主催者の発表によるものでございます。大会主催者がカウントしたものでありまして、町といたしましては、それを採用しているということでございます。

それと、60万人という数字の観光客数でございますが、これに関しましては、一宮海水浴場のほうに有料駐車場を設けてございますが、そこである程度数字をカウントできてございまして、それをもとに推計した数字と聞いております。

3つ目の質問ですが、経済効果に関しましては、これもこれまで答弁してきましたが、数値としましては、平成28年度に行ったちばぎん総研の調査結果、そのほかは推測ではありますが、町のにぎわい等を考えますと、繰り返しになりますが、一定程度経済効果が上がったものと考えております。テレビによる宣伝効果も同様でございます。

新年度に行う大会につきましては、町長からもありましたけれども、主催者側と調査方法等を調整しながら、来場者数の把握を検討してまいります。

以上でございます。

（「議長、ちょっと補足を1つ」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 申しわけありません。

経済効果なんですけれども、経済効果につきましては、1つの調査のフォーマットがござ

いますので、それに載せて私どももはかる、そういったことを試みるようにしていきたいと思います。昨年は、そういったことを自分たちはしなかったんですけども、ちばぎん総研にお願いしたときには、そういうフォーマットに載せて経済効果を計測しておりますので、それは計算式がございますので大いに可能でありますので、それもやっていきたいというふうに考える次第であります。

○議長（小安博之君） 塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、藤乗議員の2つ目の前半のご質問、ちばぎん総研の調査の基礎となる数値の確認ということでございますが、何をもって確認というのかちょっと判断しかねるところではございますが、調査の時点で計算の指標となる数字は、同時期に開催したQ S 6000大会がございましたことから、これをもって主催者発表の数字を採用したものでございます。

なお、イベント開催時発表される主催者の発表の数字をこういうふうに使うことについては、ごく一般的な手法と考えておりますが、ご質問のとおり疑念をいただいているということでございますならば、今後、同様な調査につきましては慎重に対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 藤乗です。

お答えいただきましたが、細部について質問の内容とはかみ合っていないということで、総理のご答弁を想起させるようなご答弁であったということで、大変残念なところではありますが、これまでの経緯を考えますと、なかなかこれ以上は難しいであろうということで、ご苦労さまでございました。

では、ちょっと視点を変えまして、関連事項について3点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目ですが、本年7月には、オリンピックを控えましたテストイベントが行われるということですが、町でもさらに集客を増して経験を高めるという意味で、大変重要なものだというふうに考えます。そこで、このイベント自体、どのような中身、目的で、どのような位置づけになるものかということをお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、Q S 6000の実施に当たっても、イベント集客によるスキルアップ、経験

値の向上、サーフィンの町という宣伝効果とこれによる地域の盛り上がり、さまざまな目的があるでしょうけれども、そこで何よりも重要なのは、できる限りの現実的な集客のアップだと思います。根拠の曖昧な数字だけを喧伝するということで終わってしまっては、全く役に立たないことになります。

○議長（小安博之君） 藤乗議員、申し上げます。会議規則第53条により通告以外のことには答弁されません。質問は通告以外のため、Q S 6000につきましては通告されていますが、それ以外のことは質問できません。

○8番（藤乗一由君） Q S 6000を通じたサーフィンによる集客という意味で、テストイベントは重要なものではないかというふうに感じておりますので、お伺いしている次第です。

それで、集客自体が大変重要だということで考えますので、具体的にこれまでと違った集客のための対策、施策が考えられているのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

私としましては、マスコミ、テレビへの露出度アップということがたびたび執行部のほうから言われているわけですから、逆にこれを積極的に利用して、番組に取り上げてもらえるような提案などを働きかけるといったことがあってもいいのではないかと思います。

それと、さらに、ただいま申し上げましたこのデータ、そうしたものに関してなんですけれども、町長が先ほどおっしゃられたように計算式があると、一定の計算式に基づいていることは私も承知しております。私が言いたいのは、そもそも基になるデータが問題なのではないかということなんです。基になるデータが問題であれば、式が幾らしっかりしていても、結果は全く違うものになってしまいますということで、そこら辺のところを十分に考えた上で、正しいデータ、正確な情報の収集について、改めて町長、どのようにお考えかということとを再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの藤乗議員の再質問の中で、テストイベント云々以外の部分でQ S 6000にかかわる部分につきまして、答弁できますれば答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 藤乗議員のご質問の中で、Q S 6000に対する集客アップの対策ということですが、先ほどの答弁にもございましたけれども、今年にしましてはゴールデンウィーク開催ということで、かなりの集客が見込まれるところでございます。また、町長からもありましたけれども、本大会前の大会ということで、有力選手が来

る予定でもございますので、その辺のPRは今後早急に行って、各方面に周知していきたいと思っております。

また、データの取り扱いについてですけれども、今後は、その取り扱いについては十分慎重な対応をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 集客について、今、高田課長よりお話を差し上げました。

今回は、これまでよりもサポーターの範囲が相当広がります。大変大きなネットワークを持っている企業にもサポートをいただくことになっておりますので、そういう回路も私どもはできる限りお願いをして、広報の、従来以上に範囲を広げていくということを目指していきたいというふうに考える次第であります。

それと、基礎データを固めないと計算式があっても意味がないよとおっしゃるのは、そのとおりであると私は考えます。ですので、先ほど申し上げましたが、これは企画課長のほうから申し上げたとおりで、通常、例えば28年に私どもがちばぎん総研のほうへお願いをして調査を行った、その際も、やはり主催者の皆様からいただいた数値でその業務を遂行したということで、それに補助的な調査を加えて行ったということであります。

ですから、こういったものを使用するということについて、通常の社会的に容認される範囲かどうかということで考えれば、私は容認されるものであると思っておりますが、しかし、さらに正確な数値をできるのではないかと、やりなさいということでおっしゃっていただいていると思います。そういう中では、私ども、できる限り正確な数値をとって、その上で普遍的に使われる計算式なども使って経済効果というものを推定していこうと、そういうふうに考える次第です。

ですので、根本的なデータ、基礎的なデータを正しく集積することに、従来よりも心を使っていくということをお約束したいと思います。

○議長（小安博之君） 再質問に対する答弁が終わりました。

要望等ございましたら、簡潔にお願いいたします。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

私、要望というのは、しても余り意味がないのではないかと本来は思っております。回答がないので、要望が実現されるかどうかというのが大変怪しいんですが、その上でもとりあ

えず言わせていただきます。

先ほど来言っておりますデータに関してなんですけれども、特に年間60万人という観光入り込み客数ですが、365日で割りますと1日当たり1,700名弱ということになります。少ないとき、多いときを考えますと、数百名から三、四千名の方がいらっしゃるという想定になるかと思います。これを仮に1日1,000人の方がいらっしゃるということになりますと、ほとんど車ということになりますから、少なくとも五、六百台の車が動くということになります。五、六百台となりますと大変な数ですね。

その辺を考えた上で、先ほど高田課長のほうで、このデータの一部、基になっているものが駐車場の利用数というふうなこともあるということでしたから、それとの比較というところで、どこまで信頼できるのかということも検討していただいたほうがいいのではないかと思います。そういったことも含めて、より正確なデータというところに当たっていただきたいなと思います。

以上、1問目の質問は以上で終わります。

○議長（小安博之君） 藤乗議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のための休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

なお、会議再開前に児童生徒表彰を行いますので、ご了承ください。

休憩 午前11時43分

◎表彰の伝達

○議長（小安博之君） 午後の会議再開前に、一宮町議会児童生徒表彰要綱に基づき、平成30年度、特に優秀な成績をおさめられました生徒の表彰式をただいまより行います。

議会事務局長より、受賞されます生徒のご紹介をいたさせます。

諸岡議会事務局長。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、本年度受賞されます生徒をご紹介します。

一宮町立一宮中学校3年、中塩佳那さん。

中塩さんは、第36回全日本級別サーフィン選手権大会ウィメンクラス及び第53回全日本サーフィン選手権大会ガールズクラスにおいて、見事に優勝されたものでございます。

それでは、表彰状の授与に移ります。

小安議長、前のお席をお願いします。

○議長（小安博之君） 表彰状。一宮町立一宮中学校3年、中塩佳那様。

あなたは、第36回全日本級別サーフィン選手権大会及び第53回全日本サーフィン選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成31年3月6日。

一宮町議会議長 小安博之。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、受賞されました中塩佳那さんから、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○表彰者（中塩佳那君） このような賞をいただいて嬉しいです。4月からは高校生になるので、学業と両立しながら、もっと世界のトップクラスを目指し、そして、オリンピックを目指して頑張ります。（拍手）

○議長（小安博之君） ありがとうございます。

中塩さん、このたびはまことにおめでとうございます。今後さらにご活躍されることを期待しております。

以上で表彰式を終わります。最後に皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

再開 午後 1時06分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

ほほ笑ましいお話の後で大変恐縮ですが、2問目に続けさせていただきたいと思います。

2問目は、一宮小学校の崖の安全性並びに危険箇所や安全性に疑問のある施設の防災対策について、町の考え方、方針をお伺いしますという内容です。4点ございます。

1点目は、一宮小学校の校庭の崖は安全な状態なのでしょうか。地震、豪雨の災害発生時、こうしたときにも平常時と同様、児童、職員、周辺住民に安全と考えているのかお伺いいたします。また、平常時に、地震災害などの際の小学校の対応をどのようにするかという検討がなされているか、計画があるのかという考え方についてもお伺いいたします。

2点目、一宮小の校庭の崖は、県から土砂災害警戒区域、急傾斜地ということで危険箇所

の一つに指定されております。万一の場合には校舎の一部にも被害が及ぶ可能性がございます。その一方で、一宮小は災害時の町の避難所と指定されており、矛盾した問題を抱えているわけです。この点を再検討するという考えはないのか伺います。また、それに対する今後の町の対応についてもお伺いいたします。

3点目として、一宮中央公民館、これは耐震性に問題があるということで、かねてから調査報告が出されております。しかし、災害時の避難所に指定されており、昨年も避難所として使用されております。特に1階和室、このあたりは東側が危険箇所にて接しております。それにもかかわらず使用されているわけですが、問題と考えていないのかという点、また、これについても今後の対応についてお伺いしたいと思います。

4点目、県により危険箇所として指定されております土砂災害警戒区域、急傾斜地なんですけれども、町内に22カ所指定されております。これに関して、町は周辺住民等に何らかの対応をすべきではないのかということですが、これは広報ですとか注意喚起というような意味合いでありますけれども、一宮小以外の箇所につきましてはほぼ民有地であるために、これに対して町が何らかの拘束力あるいは責任を持つということは大変難しいことだと思われます。ですが、情報の提示といったことは大変重要なことだと思われますので、これまでの対応の状況と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

なお、通告書の中には急傾斜地という表現をしているんですけれども、正確には土砂災害警戒区域と指定されている箇所であるということが、報告の資料あるいはそれらを確認しまして、ありましたので、担当課からもそのようなご指摘をいただきましたので、ここで訂正いたしますので、そのように読みかえていただきたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の一宮小学校の崖について答弁をいたします。

一宮小学校の崖については、昭和50年度に急傾斜地崩落防止工事を行い、その後、平成19年度に約3,000万円をかけて、校舎脇からプール手前までのコンクリート吹きつけをやり直す崩落防止工事を行いました。また、平成27年度に吹きつけの箇所の一部が剝離したため、平成19年度に吹きつけを行った業者と現場を確認し、再度、剝離部分の吹きつけを行っております。その際、全体が崩落する心配はないと確認をしております。

しかし、自然の力のはかり知れないものがあり、特に地震の多い我が国では、いつ何どき大規模な地震が起きるかもわかりませんし、また、集中豪雨や台風など水害による崖崩落が起るかもしれません。

一宮小学校では、危機管理マニュアルを作成しており、毎年、見直しをして職員に周知のほうをしております。事故発生時の基本的対応や自然災害、事故被害、健康被害など、発生事案別に職員のとるべき行動が記されております。また、平常時には緊急時に備え避難訓練を行っております。

集中豪雨で崖が崩落すれば、一宮小学校が危険箇所になってしまう可能性もありますが、情報をしっかりと収集し、まず児童の安全を第一に考え、校内の安全な場所、そちらへ児童を避難させます。その後、町の指示に従い、下校・待機等の判断を指示してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、一宮小学校の崖の関係になります。

災害時には避難所となる一宮小学校であります。平成29年度に千葉県が行った崖の現地調査により、体育館の西側半分と南校舎の西側3分の1の区域が、それぞれ土砂被害による危険のおそれがあるとして、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に該当すると判定されました。

この警戒区域は、隣接する崖の角度が30度以上、かつ高さが5メートル以上の場合、地形だけが条件となり、一定の範囲に設定されるもので、大雨注意報や大雨警報が発令された後、さらに土砂災害の危険性があるとして土砂災害警戒情報が発表された場合には、町として、その区域に対し避難情報を発令する必要があるか否かを判断すべき区域となります。

したがいまして、一宮小学校につきましては、そのような気象状況になった場合に、避難所を開設することが適当であるか、避難情報を発令する必要があるかなど、早目かつ適切な判断を、空振りを恐れることなくしてまいりたいと思います。

続きまして、中央公民館関連でございますが、洪水、土砂災害の際に避難所となる中央公民館であります。ご指摘のとおり耐震性に不十分な面があるほか、施設本体の老朽化も進んでおり、その対策は喫緊の課題となっておりますので、今後の中央公民館の整備検討とあわせ、避難所としての位置づけを検討してまいりたいと思います。

続きまして、危険箇所の周知についてですが、現在、町内には土砂災害防止法に基づく土

砂災害警戒区域が、今後指定される見込みを含め47カ所あります。このうち、今後指定予定の42カ所については、現地調査から区域指定を担当する千葉県と、その後の避難対策を担当する町とが合同で説明会を開催し、区域指定に至る条件や避難方法等を説明してまいります。あわせて、千葉県報による告示や町からお配りしているハザードマップに区域を示すことで周知を図り、土砂災害の危険性について、地域住民の意識が高まるよう取り組んでまいります。

参考までに、一宮小学校であります。今後、準備が整い次第、説明会を行い、その後、県報による告示を経て区域指定となる見込みであります。土砂災害による危険のおそれがあることが既に判明しておりますので、地権者などの関係者に対し早目に周知ができるよう、千葉県と協力し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 小学校の崖に関しましては、19年度に吹きつけがあった時点で安全を確認しているということですが、年数もそれ以来10年以上たつということで、恐らくこれに関しては定期的な検査、こういったものがどうしても必要であるだろうと。毎年とは言わないまでも、定期的に検査するということが必要であろうというふうに考えます。ですから、避難所として一宮小学校を検討、利用の仕方も考えていただくというのも当然ですが、その安全性ということも、皆さんにお知らせしていくためには、現在どういう状況であるということをしちゃんと確認していただけるようお願いしたいと思います。

そして、3に関してですけれども、高度成長期からバブルの時代に建設された公共建築物には当時の基準によるものが多いため、耐震性に問題があるものが全国で非常に多いわけですが、これらは建てかえですとか、補強されたりとか改修されたりという形で手をつけられていっている段階です。こうした建物が近隣ですとか県内にも数多くあるんですけれども、これは各自治体の重荷となっているところですが、ただ、その中でも、私の調査不足なのかはわかりませんが、これまで確認してきた中で、耐震性に問題のある建物を避難所として指定しているというものが見当たらないんですが、そうしたことも踏まえまして、今後考えるということですが、まずもって早急な対応ということを進めていただきたいと思います。その定期的な検査ですかとか、早急な対応ですとかというところを前向きに考えていた

だきたいんですね。その点についてお伺いしたいと思います。

耐震という面での建物の安全性ということに関しまして、もう一つですけれども、建物の安全性ということで、疑問のある建物ということで関連してお聞きしたいんですけれども、昨年の9月議会におきまして、袴田議員から南消防署の建物の安全性ということについて質問がございました。その際に、南消防署の建物は地震に対して安全なのかという質問があって、問題ないというお答えだったんです。ですが、実際にはこの建物は、災害対応の重要な拠点施設としておりますので、通常の建物とは基準が異なります。現在の基準を満たすものではないという部分があるわけです。ですから、問題ないと言ってしまうこと自体に問題があります。

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。南消防署の耐震につきましては通告にございませんので、質問できませんのでご了承願います。

○8番（藤乗一由君） 建物の安全性は、私の質問の中に、危険箇所や安全性に疑問のある施設の防災対策についてとありますので、その辺の関連として……

○議長（小安博之君） 藤乗議員、南消防署に関しましては質問を控えていただきたいと思います。

○8番（藤乗一由君） では、意見だけ述べさせていただきます。

質問は先ほど上げましたが、この基準に対して問題ないと言うこと自体が問題あるというふうに考えられます。ですから、南消防署に関しましては、建てかえないし移転ということをは早急に進めていただかなければ、本来いけないということになるわけです。ですから、町長には、移転場所等を含めまして、できる限り早く改築ないし移転できるというような形に、主導的に発信をして働きかけをしていただきたいというふうに思います。

本来これを質問としてしたいところでしたが、前問だけでも結構です。

○議長（小安博之君） 再質問として1カ所あったと思いますけれども、答弁願えますか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 公民館の問題ではありますが、1カ所だけ耐震性で基準値より低いところがあります。ただ、耐震性については全体として評価するというのが一方でありまして、その全体として評価した場合は、十分安全性を確保しているという数値になっておりますので、それでここが指定された経緯は、私が登板する以前ですけれども、そういう事実を踏まえて指定されていたものだろうと思います。

しかし、私どももここの耐震性の弱さについては、今後、先ほどの総務課長からの答弁で

も申し上げたとおり、全体として老朽化しております。例えばバリアフリーの対策がないというような問題があります。ですので、公民館そのものをできる限り早い時期に建てかえるということは考えなければいけない。その中にも当然、耐震性が、1カ所だけですけれども薄弱な場所があるということも踏まえて、これを速やかに前へ進めていくと、そういう考えでおります。

ただ、何度も申し上げるようで恐縮ですが、全体としての建物の耐震性は確保されているということでありますので、直ちに倒壊の危険があるというわけではないということも、どうぞご理解をいただきたいと思います。私どもはそこも含めて、一刻も早くそういった隘路から脱出したいという気持ちは、藤乗議員と気持ちを一にしているところでありますので、そちらに向かって進みたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

要望等ございましたら、簡潔にお願いいたします。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 今申し上げたように、そういう問題がある施設そのものが避難所として指定されていることも大変問題だという認識を持って、速やかに進めていただきたいということと、小学校の崖に関しては定期的に検査をしていただきたいというところが、とにかく早急に取り組んでいただきたいという内容です。

そうしましたらば、3点目の質問に移らせていただきます。町の教育行政に関しまして、藍野新教育長、馬淵町長にお伺いいたします。2点ございます。

1点目は、これまでの問題点、課題について、町長として藍野新教育長を指名するに当たりまして、どのような考えに基づいているのかということについてお伺いしたいと思います。

2点目は、新年度に向けた藍野新教育長の具体的な考え方、方針についてお伺いしたいと思います。学校教育、社会教育に関して、また、町の他の事業や産業振興、これは商工業ですとか農業、観光、そうした点ですけれども、これらとの連携などの面も踏まえた教育のあり方、それと方針について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藍野教育長に私が教育長の任をお願い申し上げたいというときに、念頭に置いたことはどういう課題ですかというふうなご質問かと存じます。

一宮町の学校教育が、私、まずは主眼でございました。社会教育ももちろん大変重要なことでございますけれども、まずは学校教育を中心にご回答を差し上げたく存じます。

一宮町の教育の質を上げるという問題意識を、私、前教育長でいらっしゃった町田先生と共有させていただき、実際に進めてまいりました。藍野教育長におかれましては、一宮町教育委員会に教育主事として5年間お勤めいただきました。そして、町田教育長とも二人三脚で業務を遂行されたと伺っております。したがって、町田前教育長がこれまで進めてこられた方針、施策を引き継いで、さらに発展させていただけるものと、そうした期待を持たせていただきまして、お願い申し上げたいと考えた次第であります。

具体的に一例を挙げさせていただきますと、一宮町の学校におきましては、生徒の皆さんの学習状況に関して、客観的な根拠を有する問題として、これは調査がございます。しかるべき調査に基づくものでありますので、客観的根拠がございますが、自宅学習の時間が他町村の子供さんに比べて少ないということがあります。これは明確に数字で出ておりますので、私、今、客観的根拠を有する問題と申し上げましたが、そう申し上げてよろしいかと思えます。これは学力レベルと連動する可能性のある問題で、私といたしましては早急に解決を望みたいという課題であります。

この問題については、前町田教育長の時代から、サタデースクール、サマースクールなどの補習のさまざまな教室を立案、実施することを通じて改善を図ってきたものであります。現在、生徒さん方の成績、一定の成果が上がってきております。成績が上昇プロセスにあります。この施策の立案、実行については、現藍野教育長もスタッフとしてかかわっておられたと伺っております。したがって、今後は、藍野教育長のもとで、町田前教育長時代に行われた施策を継続して、さらに力強く展開していただけるものと考えている次第であります。これが一例でございます。

そのほかにも、外国語の習得、I T 関係の技術・知識の習得、あるいは2020年度から始まる主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングでございますけれども、こうした諸課題についても、藍野教育長のご見識により、引き続いての力強い展開が、これから一緒にできていると考えている次第であります。そうした意味で私、大いに期待を申し上げて、お願い申し上げたいと考えるに至った次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 新年度に向けた教育のあり方並びにその具体的な方針ということで

お答えしたいと思います。

自分の教育の原点というのは、今いる子供たちというのは、ずっと先の未来から来た留学生であると、だから未来にきちんと送り返さなきゃいけない義務が学校教育なり社会教育なりにあるということで、自分の教育の原点をここに押さえています。

そのためには、学校教育と社会教育というのが要するに車の両輪でないと、なかなかうまくいって車が進んでくれない。学校教育片方だと真っすぐ進めないということで、とにかく両輪でなければ、子供たちを未来にきちんと送り返す教育というのは実現しません。

具体的にその未来に送り返すのはどういうことなのかというと、よく知・徳・体という言葉が言われていますが、僕は、学力向上はもちろんなんですけれども、思いやりとか強い心と強い体と、それから感謝とか、向上心とか、意欲とか、さらには、この地に生まれたんですから郷土愛、昔の人たちが築き上げてくれた郷土に対する思いを受け継いで、未来まで持っていかなきゃいけない、そういうバランスのとれた教育を進めていこうと考えています。

そのためには、学校教育だけではどうにもならないので、昔は学社連携という言葉をよく使っていたんです。学社連携というのは、学校教育と社会教育が手を携えてというレベルのことだったんですけれども、ちょうど昭和の終わりころから平成になりかけるころに学社融合という言葉が出てきました。これは、学校教育と社会教育がどこかで部分的に重なるという、手をつなぐだけじゃなくて、びたっと重なる、面として重なる部分をつくっていかないと、子供たちを未来に送り返すことができないよという示唆と捉えました。そのころ僕は青少年相談員をやっていたので、教員という立場と青少年相談員という立場、両方を考えていました。

それで、学社融合ということが前に進んでいくと、学校と家庭と地域とか、そういうものが要するに一体として支援できているというふうと考えられるのではないかな。特に家庭教育においては、よく言われる子供がゼロ歳から1歳、2歳、3歳、4歳と、その年齢に合わせた適時の階段というのはきちんと上がってくるべきなんですけれども、どこかの段階で、階段を1段階外してしまったとか踏み忘れてしまったというのが、小学校や中学校になって突如あらわれることがあります。そのときに、家庭でも起こるし、学校でも起こるので、そのときには、その踏み外したとか踏み忘れてしまった階段を、そのときに一緒に登ってほしい、先生に登ってほしい、お父さん、お母さんに一緒に登ってあげてほしい、それが適時の階段という言葉の捉え方です。ということで、教育委員会としても、学校教育なり家庭教育に支援の手を差し伸べていきたいと思っています。

さらに、誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、その成果を生かすことのできる生涯学習社会、この実現を目指して取り組みを進めてまいりたいと思います。これまでその地域の方々が継承してきたさまざまな文化とか取り組みというのは、どれも捨て去ることはできません。どれも大切なものですから、それを子供たちに伝えていかなきゃいけないということで、生涯学習の理念に従いまして、町民一人一人が学習できる、そういう選択の機会と場を設けていきたいと考えております。

最後に、今後も我々全ての大人が、未来からの留学生である子供たちを温かく見守り育てていけるように、一宮町の教育にご支援、ご協力をお願いしてお答えとします。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ①につきまして、町長のお答えにございましたサタデースクール、サマースクールという件ですけれども、これにつきましては私が議員になりたてのころから、前教育長に提案させていただいておりました。そういう経緯がございます。議会での質問の中でも取り上げさせていただき、その後も何度か提案させていただいたんですけれども、事業として進めていただくことがなく数年が過ぎたと。その後に現場からの提案として出てきたものだというふうに私は認識しております。ですから、大変残念ながらそのような経緯がございましたので、前任の成果として挙げていただくのは、私としては大変に違和感のあるところと感じます。むしろ、時代の変化が著しい中で、今後は、教育の分野でも新たな取り組みにどんどん積極的に取り組んでいただくということがなくてはいけないと思います。

そこで、町長にお伺いしたいんですが、私がこれまで問題点として感じている部分が、一例としてですけれども、学校サイドの要望が、これまでは教育長を通じて町長サイドへと上げにくいというような環境があったというふうに私は受けとめ、感じております。

かつて一般質問でも出しましたけれども、給食をめぐる問題、こうしたことについても、予算という縛りが暗にくくりをかけられているために、要望そのものが上に上げにくいという現場の環境があるというふうに感じておりました。ですから、そうした点を、そうした空気をまず変えていただきたい。

町長のお考えでは、教育の分野は独立してというお考えだというふうに以前お聞きしたことがございます。独立しているからこそ、独自に要望なり考えなりが提出できるという環境

をつくっていただきたいなというふうに思います。要望であります、これについてのお考えも伺えればありがたいです。

2つ目に、教育長のほうにお伺いしたいんですが、ただいまお話しいただいた部分は理念に当たる部分になりますので、具体的なところで何かこれから企画していきたいというようなプランがございましたら、一例で結構ですのでお話しいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほどのご質問とちょっと違う内容のようでございますけれども、今おっしゃっていただいたことの中で、独立性があるというところにつきましては、私の理解はこういうところでございます。以前に申し上げたのもそういうことじゃないかと思うんですけれども、一般行政が町長を中心とした統括下にあるということに対して、教育行政は、戦後における新しい制度の導入とともに相対的な自立をした構造になっているということでもあります。今、新しい制度のもとでは、教育長のイニシアチブというものがより強化されたわけですが、教育委員会の統括下にある。

ただ、学校の設備、その他そうしたものについては、町長が最終的には支出を行い、また、財産の保有もするということであります。ですので、教育委員会の統括下にある教育行政というものが相対的に町長部局から自立をしている、そういった意味での独立性を備えたものであるというのが、戦後における教育制度の本質であるということを申し上げたわけであり、そういう意味での独立性ということで、私はなおも今も理解をいたしております。そのあたりはどうぞよろしくお願いします。

さて、その上で今おっしゃっていただいたことは、私、残念ながら具体的な案件について、従来、町長のほうへ上げるのが難しかったんだけどもということで伺った案件というのは、実は直接ありません。

ただ、1つ、教育委員会所属の職員の諸君が学校のほうへ伺って、設備などの点検をして、先生方ともお話を、そして予算要望を作成したわけですが、その際に、従来は話しても予算がないからということで沙汰やみになることが多くて、もう言うのを諦めたというものが幾つかあったというのは伺いました。ですので、そういったものも全てそれは必要なものであるから、遠慮なく上げてほしいと。ただ、こっちとして財政的な問題があるので、全てを安堵差し上げられない、直ちに安堵差し上げることはできないかもしれないけれども、

どういう問題があるか全部教えていただきたいということで、職員のほうへさらに進めてほしいと申し上げたことはあります。

また、学校の先生方とも、私、登板してからなるべく直接お目にかかっていろいろお話を
する機会をと思って、幸い東浪見小学校の皆様とは時間をとって、懇親の機会を持つことも
できた次第であります。校長先生とはかなり頻繁にお会いをして、いろんなご要望は直接お
伺いするということにいたしております。今の教室のサイズが手狭で、机も大変小さくて、
運営上非常に困るということなども、これは校長先生方と直接面談で教えていただいたこと
であります。

そういった意味では、これまではどうだったか、私、ちょっとわからないんですけども、
今、そういう回路は確実に開けつつあると思います。さらに、藤乗議員のご指摘をいただい
たことを踏まえて、そこは教育長ともご相談しながら、さらに強化をしていって、風通しの
いい学校と行政との関係をつくりたいというふうに思う次第であります。

○議長（小安博之君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 具体的にということなんですが、例えば学校の先生に私が要求した
いこと、それは伝えることをきちんと自分の言葉で伝えてほしいということなんです。要す
るに伝わらなければ伝えたことにならない。これは例えば授業のときでもそうですし、全て
子供と先生の間において、先生は教えたと言うけれども、子供は教わっていないと言ったら、
それは教え方が悪いんです。伝わるように伝えてほしい、それをいろんなところで、子供た
ちは社会に出たことがありますから、例えば職場体験学習で皆さんの地域でお世話になる
ことがある。そのときに、お客さんと従業員さんはどういう会話をするんだろう、どういう
ふうに、どんな表情をするんだろうというのを勉強して、相手に例えば品物を買っていただ
くにはどうするんだろうかというのを実践で勉強してくる活動は今もやってくれていますの
で、要するに一瞬一瞬の中で伝える、正しく伝えるにはどうしたらいいかというのを子供も
先生も学んで、それを社会から学んでほしいというのが根底にあります。

さらに、子供たちは、先生方をバージョンアップさせる、要するに高めていくのに何を求
めるかといったら、とにかくわかるようになるまで言ってほしいと。わかるようになったら、
できるようにしてほしいと。結局、世の中は幾らわかってもそれができなければ、丸にはな
らないと思うんです。要するにテストでいうならば、幾ら理論がわかっている、テストで
100点とれなければ、できたということにはならない。

家を建てるにはこういう図面で、こういう材料を買って、こういうふうにすればできるん

だよという理論があっても、そこに大工仕事をしてくれる人、左官屋さんがいる、クロス屋さんがいる、その人たちがみんなで家をつくるわけですから、できたときに初めて、いい家ができたなということを、最終的な結論として、わかるようになるまで努力してわかるようになったら、さらにその上のできるまでやってほしい。

だから、学校教育と社会教育とか別々にするんじゃないで、必ず接点を余計にしていかなないと、学校の中で教員も生徒も育たない。それは社会の皆さんに、おすすりするという言葉が正しいかどうかかわからないですけども、子供たちや先生方にいろいろサジェスチョンを教えていただきながら、一宮の町で将来を見据えて歩いていってくれればいいなというのが、私も住民の一人として、大人の一人として、子供たちに何かの力をあげられればいいなという思いで、この答弁をさせていただいています。

また、町長との、教育委員会のスタッフが仕事をしている、いろんな仕事をして、あちこち出かけていたり、中で仕事をしたりしてくれています。できるだけ自分がその意見をまとめて、週に3度、4度と町長と直接、今こういうことなんですということで、町長と交換日記ではありませんけれども、こういうことで今こういうふうになっていますと、直接町長と話して、僕が教育委員会に持ち帰って、それでまたスタッフに細々とお話していると。要するに担当者が町長のところに行くとか、それぞれが行ったのでは、町長は一人しかいませんから、教育員会の中でのことは全て私がまとめて、全て町長と話をして、その方向性を決めて、私が動くということにしています。

以上です。

○議長（小安博之君） 再質問に対します答弁が終わりました。

要望等ございますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま教育長のほうからお話しいただきました点、それからお考えについては、私自身も共通して考える部分もございますので、そうしたプランを通じまして、学校と教育の現場と社会と連携して、そうしてでき上がった仕組みが町の魅力であり、町の資源、資産、こういったものになることが将来的に望ましいなというふうに思います。

また、学校や教育委員会がこれからは、ちょっと言い方は悪いですけども、町長の顔色を見ながらというような空気ではなくやっていけるような環境をつくっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

これもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで30分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時14分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第6、議案第1号 一宮町森林整備等推進基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第1号 一宮町森林整備等推進基金条例の制定につきまして説明申し上げます。

それでは、議案つづりの1ページをごらん願います。

本条例は、平成31年度から自治体へ譲与される森林環境譲与税に対するもので、森林の環境整備に関する費用に充てるものとして制定するものでございます。

内容でございますが、第1条では、設置といたしまして、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその促進、森林情報の管理共有を図るため、地方自治法第241条第1項の規定により、一宮町森林整備等推進基金を設置するといたします。

第2条、積立てでございますが、積み立てる額は、当該年度の歳入歳出予算で定める額といたします。

そして、第3条は管理でございます。

次に、2ページ目に移りまして、第4条では運用益金の処理及び使途、また、第5条では処分について定めるものでございます。

さらに、第6条におきまして繰替運用について定めております。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4 番、大橋照雄君。

○4 番（大橋照雄君） 4 番、大橋です。

この件なんですけれども、私、今、本を読んでいるんですけども、この中にこのような問題を抱えた内容があるんです。これはどういうことかという、公金で山の整備をするという名目で伐採すると。全部木を切ってしまって、これを燃料ペレットにつくりかえる、そしてそのペレットで発電をする。やるのは全部同じ業者がやるという、そういうことが私の読んだ本の中に掲げられておりますので、ぜひそういうことがないような検討あるいは対策を、これを機会にして考えていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を求めますか。

（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第 6、議案第 1 号 一宮町森林整備等推進基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第 7、議案第 2 号 一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第 2 号 一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定に

つきましてご説明いたします。

議案つづり 3 ページをごらんください。

改正内容につきましては、現行の区長35人を34人に改正するものでございます。こちらは、17区が区長制度から自治会制度に移行することから、1人減となるものでございます。17区は、区長の責任を軽減した上で、今までどおり町との協力体制をとっていくためにはどのようにすべきかということで、この2年間、話し合いが行われた結果、自治会でお願いしたいという住民自治の動きでございます。町と17区の1、17区の2と、他の34の区の関係につきましては、特に何も変わらないと考えております。

また、本件につきまして1月4日付で各区長に広報いたしまして、特に反対という意見はございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、議案第2号 一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第8、議案第3号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第3号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案つづり 4 ページをごらんください。

現在の防災行政無線はアナログ波による運用をしておりますが、今年度行っているデジタル化工事により、4月以降はデジタル波も出てまいります。この両方の電波を併用する期間が平成44年まで続き、45年には電波法の規制によりアナログ波が停波され、完全にデジタル波だけになる見込みでございます。

したがって、現在使われているアナログ用の戸別受信機は、この先、使う期間が短いので、今後はデジタル用の戸別受信機を購入していかなければ無駄になってしまうこととなりますが、デジタル用の戸別受信機は非常に高額であり、現在のアナログ用1台3万円に比べますと2万円高く、1台5万円ということになります。そこで、町の財政負担などを考慮し、その差額分を個人にご負担いただくとするものでございます。ここまでが条例改正に関する部分になります。

しかしながら、今まで無料配布していたものを個人負担をいただいて貸し出すということになりますと、これは近隣自治体の例を見ますと、なかなか普及しないといった課題もあるようでございます。町ではその対策といたしまして、新年度予算において多メディア化を導入し、専用アプリをインストールしていただいた皆様のスマートフォンに対し、町からの情報をお伝えしてまいります。スマートフォンによって情報を取得していくと、こちらのほうを推奨していきたいという考えでございます。

参考までに、現在、皆様にお使いいただいているアナログ用の受信機につきましては、44年まで問題なく利用することができます。一方で、この4月から購入するデジタル用戸別受信機につきましては、その対応方法を決めておく必要がありますので、今議会に条例改正を提案したものでございます。

ただし、条例には有償貸与の例外規定を設けておりまして、この後、速やかに無償貸与とすべき世帯などについて検討し、最善の運用となるよう取り組んでまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ちなみに、千葉県の54市町村のうち37市町村で、有償・無償限らず戸別受信機を貸与しております。残りの17市町村では戸別受信機を導入していないという状況です。貸与している37市町村のうち、14市町村で有償貸与を行っているという現在の状況となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5 番、小林正満君。

○5 番（小林正満君） 5 番、小林です。

今現在、一宮町が3月1日現在で5,408世帯ということでありますけれども、防災行政無線、そのうちに何世帯ぐらい貸し出ししているのか教えていただきたいのと、また難聴者というんですか、聴覚障害者の方もおられると思うんですけれども、それに対しての防災行政無線についてはどのようにしているか。2点ほどお聞きします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 現在、約4,400世帯ですので、人口の約3分の1ということです。

聴覚障害者につきましては、ファクスで火災等をお知らせしていると思います。緊急放送ですね。何人もいないですけれども。

○議長（小安博之君） 小林正満君。

○5 番（小林正満君） ありがとうございます。

これからデジタル無線という新型の防災行政無線を購入するということですので、まず1つ、弱者というか、聴覚障害者に、今、かなり前からデジタル化の防災行政無線があると聞いております。

ファクス、これは電話回線を利用したファクスだと思うんですけれども、やはり電話になりますと、前の東日本大震災、3.11のときもそうですけれども、携帯電話がつながりませんでした。町にお願いして、そのときたしか、携帯電話がつかないの、防災行政無線で消防団を呼んでくれと言ったこともあるぐらいです。そのときは町は、前例がないということで防災行政無線を使用させてくれなかったと思いますけれども、それは町が承知していると思いますけれども、やはり電話という回線、今、スマホという話もあったんですけれども、スマホはスマホでいいと思います。だけれども、できるものであれば、2万円という高額なお金をもらって無線を貸すということではなく、もっと安く、場合によっては無償で防災行政無線をお貸しするというような考え方をしてもらえないかなと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず、災害時にスマホが使えない危険性があるということについてな

んですけれども、現在、それを補うため、総務省のほうで実は新しい施策の補助、モニター事業みたいなものがあるんですけれども、そういったものに本町も応募してみようというふうに思っています。それは、自動車にそういった発信機をつけまして、防災関係の情報がその回路を伝わって、災害時でも自動車のエンジンがかかりさえすれば確実に伝えられるというものであります。これを導入して、どれだけの安定性があるのかやってみたいというふうに考えております。

それから、2万円もらってのデジタル受信機は、やはり音声のものだと思います。ですので、聴覚障害者の方には、また別途対応を考えさせていただくのがよろしいかなというふうに思う次第であります。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 藤乗です。

幾つかありますが、まず最初に、まだアナログ機も何台かあるそうですが、この在庫と、それから、この条文を改める中で、町長が認めた場合については、この限りでないというだけで、アナログ機の配布も可能とするという意味に間違いなくなるのかどうかという条文の問題ですね。

それから、多メディア化というのが、見通しとしていつから運用できるのかということ。

さらに、この2万円という根拠、これをちょっとお話しいただきたいんですが。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 現在、アナログ機の在庫につきましては約30台でございます。

それと、デジタル用につきましては、今まで無償で配布していたものが1台3万円で、今後デジタル用が5万円ということですので、その差額分2万円。端数は出てきますが、そのような考えでございます。

アナログ用の無線につきましては、従来どおり無償で交換していくという考えでございます。

○議長（小安博之君） 条文についての答弁できますか。

○総務課長（大場雅彦君） 失礼しました。その質問に関しましては、5ページの附則の経過措置2のところ、「改正前の一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例第4条の規定により無償で貸与を受けた戸別受信機の取扱いについては、なお従前の例による。」とい

うことで、アナログにつきましては無償で今までと同じように貸与していきますという意味です。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 今後、仮にこの条例が改正された時点で、臨時的に従来のアナログ受信機を配布するというような場面が生じないのか。それで、生じた場合にこの条文の規定で問題ないのかという意味なんですけれども、要するにこの中では、（１）の中に、「有償貸与とするもの」という規定になってしまうわけですね。有償貸与とするものとしてア、イ、ウ、エの項目が出てくるわけなんですけれども、無償貸与の場合のことはうたわないことになってしまうので、条文の中で、今後、仮にデジタルが間に合わないという場面があったときに、とにかく貸してくれと言われたときに、アナログ機を貸与するというのが条文上問題ないのかという意味なんですけれども。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 今後、購入していくものがデジタル専用の戸別受信機になりますので、基本的にこの条文のほうでは差額分をいただきますという改正でございます。それで、先ほど言った経過措置のほうで、アナログ用の無線を使っていて、また故障によりアナログを配る方につきましては、今までと同じように無償で配布するという意味でございます。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 最初の質問については了解しました。

続けて、二、三お願いしたいんですけれども、取扱細則というのがありますけれども、今現在でもこの取扱細則というのが周知されていないんですね。その中で、さらに2万円必要ですと言われたときに、この受信機の取り扱いですとかそうしたことについて、いろいろ問題が出てくる可能性があると思うんですけれども、そうした場面で町としての対応について、きちんと検討されているのかどうかというところが1つ。

それから、この2万円という金額を提示することで、周辺の他の自治体との関連というところがいろいろ出てくるのではないかと思うんですけれども、例えば隣がゼロ円ですといった場合に、いろいろ苦情も出てくる可能性もあります。あるいは、一宮町で2万円としたことによって、よそが大変困るというような事情も出てくるかと思うんですが、そうした近隣自治体との意見交換といったようなものが必要な部分もあるのではないかと思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君）　ここで、しばし休憩をとらせていただきます。

休憩　午後　２時３５分

再開　午後　２時５０分

○議長（小安博之君）　会議を再開します。

先ほどの藤乗議員の再質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君）　失礼しました。

藤乗議員のほうからご心配いただいている件につきましては、防災行政無線戸別受信機の取扱細則のほうで、無償で配布する方をどういう対象にするかということもあわせまして、速やかに決めていくという考えでございます。

○議長（小安博之君）　藤乗一由君。

○８番（藤乗一由君）　その細則自体も、十分に現時点でも認知されていないということがございますので、今後、今、条例に出ていますような有償化するという考えであるということをもまず町民の皆さんにお知らせして、計画をできる限り多くの方に理解していただくという手順の上で、条例改正と配布という段階に入るべきではないかなというふうに私は思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小安博之君）　答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君）　確かに議員がおっしゃられたこともあるかと思われませんが、４月からどうしても、もう終わりが決まっているアナログ用の受信機ですので、それを購入するわけにいかないと。どうしてもデジタルを購入していく必要があるという中で、今後の町の財政負担を考えた上で、個人負担をいただくということで提案したものでございます。

○議長（小安博之君）　町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君）　私どもの立場といたしましては、通常の案件、全てそのようにさせていただいているんですけれども、議員の皆様にかような改正についてお諮りをしまして、お認めいただいた上で、町民の皆様に必要な周知を差し上げるという手順で進んでおります。

今回についても、そうお願いを申し上げたいというところであります。

いずれにしても、デジタルになりますと２万円という貸与のための自己負担が生じますの

で、ここは十分に皆様にご案内を差し上げて移行したいと思っております。

○議長（小安博之君） ほかに質疑がありますか。

鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 先ほどの課長の説明の中で、県内の54市町村で37市町村、ここがちょっとよく聞こえなかったんですが、無償かなというふうに私、判断したんですけれども、14市町村が有償という説明がありましたが、37から14を引いた23市町村が無償で行っているという解釈でよろしいんですか。その無償の中でアナログとデジタルがあるかなとは思いますが、アナログとデジタルのデータか、ちょっとその辺の説明がよくわからなかったんですが、いずれにしても無償でデジタルの市町村があるという解釈でいいのかその説明。

それから、予算資料のほうの4ページに、これのデジタル化のことで説明があるんですが、そこに70%の交付税措置というのがあるんですけれども、それがこの予算に該当しているのか、その辺、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

54市町村のうち37市町村で戸別受信機は貸与しております。37市町村のうち14市町村が有償貸与です。そうしますと、37から14を引きますと23、23団体のうち12市町村が、これは今調べてきたんですけれども、デジタルを無償で配布していると。

2番目の質問、もう一度お願いしたいんですが。

○議長（小安博之君） 鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 交付税が70%適用されているというふうに、予算の資料の4ページに出ているんですけれども、このことの解釈でいいんですか。防災行政無線デジタル化工事、それからその下に多メディアー斉配信システム構築委託料ということで、戸別のデジタルのことで70%の交付税が出されているのか。説明でこうやってうたっているんですが。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 説明欄にございますように、屋外子局全34基のうち、31年度更新予定の5基、工事に係る経費が4,300万という話で、その70%が交付税措置という意味でございます。

○議長（小安博之君） 鵜野澤議員、これは新年度予算の話なので、また付託してやりますので、ご容赦願います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

大場総務課長、先ほどのスマホの件なんですが、もう少し詳しく教えてもらえますか。スマホでアプリをとると、その件なんですが、例えば新機種を私が購入するとしますよね、受信機を。アプリはこの時点でもう載っているんですか。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） この多メディア化の工事が完了するのは、来年の3月末になると思います。

○議長（小安博之君） 吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

今の多メディア化という工事が来年のと言いますが、このアプリは有料なんですか、無料なんですか。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） これをインストールするのにどうしても有料、無料で出てくると思うんです。タブレットのほうも携帯電話のほうも併用で使えるような形をとったとして、それがあれば放送は全て同じものかどうかもお伺いしたい。

以上です。

○議長（小安博之君） ここで休憩をとります。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時02分

○議長（小安博之君） 会議を再開します。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

ダウンロードは無料でございます。あとは、メールを見るのに一般の通信料ですか、そち

らはかかるということでございます。

(「終わります」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。

本議案は、平成44年までの防災行政無線のデジタル化に向けた提案であることは理解しておりますが、提案の内容の詳細が不十分であり、再検討を求めるものであります。

その理由として、1点目、1戸当たり2万円の負担を求めています。この金額についても再度検討をお願いしたいと思います。

2点目、防災行政無線は将来的にも全戸に設置が必要であると考えます。町の説明では、スマホ等の普及により、防災行政無線からスマホなどへの移行をする旨の説明がありましたが、災害時には防災行政無線が最大の情報収集機器と考えております。よって全戸に必要であると考えます。

そして3点目、条例を施行するに当たり、詳細の規則が定められていない点であります。例えば、全戸に一律に2万円の負担を求めるのか、負担を免除する場合があるのであればどのようなときに免除するのか、その規則の作成がなされておられません。

以上の事柄から、現段階での提案は不十分であり、早急に再検討を求め、提案をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありませんか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。私は賛成の立場でお話しいたします。

議案第3号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正内容は、電波法の規制により取り組んでいる防災行政無線のデジタル化に関連したものであり、新年度から取り扱いが始まるデジタル用の戸別受信機について、貸与する場合には個人の皆さんから一部負担をいただこうとするものです。これまで無償であったも

のが有償となると、非常に違和感を覚えるところでございますが、これはデジタル用の受信機が非常に高額となるため、町の財政負担を少しでも和らげようとするもので、今後、見込まれる社会保障費の増加など、町の厳しい財政面等を考慮した場合には妥当な判断であると考えます。

加えて、有償とすることで見込まれている戸別受信機の普及率低下に対しては、新年度予算において、いつでもどこでも情報を確認することができるスマートフォンを利用した最新の情報伝達手段が提案されており、こちらも評価できるものと考えます。

ただし、有償貸与には例外規定が設けられておりますが、その対象が決まっていないとのことですので、今後、その件に関しましては早急に検討することを望みます。

最後に、今回の取り組みがより効果的なものとなることを期待しまして、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第3号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立少数。

よって、本案は否決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第9、議案第4号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第4号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり6ページをお願いいたします。

事務事業が増大してきました福祉健康課から、今後も国の方針等により事務の拡充が大いに予想されている子育て支援に関する業務に対応するため、独立した課として子育て支援課を設置し、保育士を配置して、今後の子育てに関するサービスの充実を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第4号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第10、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり7ページをごらんください。

本条例案につきましては、社会福祉法人であります一宮町社会福祉協議会への職員の派遣につきまして、今まで正職員しか派遣できない規定となっておりましたが、再任用職員に係る規定を明確にする必要があることから改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第11、議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり8ページをごらんください。

こちらは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に伴い、労働安全衛生法、人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の上限等に関する措置を講ずるため、同条例の第7条に1項を加える一部改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第12、議案第7号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第7号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり9ページ、10ページになります。

こちらは、学校教育法の改正により、高度な実践力を身につけるための専門職大学制度が創設され、その前期課程、2年生、3年生の修了者を短期大学卒業者と同等のものとして扱うこととし、これに付随し、規定の整備を行うための改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第7号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第13、議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり11ページから29ページになります。

こちらは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に伴う給与改定となります。

11ページ下から4行目になりますが、第19条の4第2項第1号とあるのは、勤勉手当につきまして、民間の支給割合に見合うよう、現行の4.4月分から4.45月分に0.05月分の引き上げとなるものでございます。

次に、一番下の行になります。別表第1から以降、ずっと給料表が続いていきますが、現在の給料表1級から7級までとなっております。こちらは若年層に重点を置いた給料表の引き上げとなっており、初任給を1,500円程度、若年層については1,000円程度、その他の職員は400円を基本に改定し、全体では月平均0.2%の引き上げとなるものでございます。また、任期付職員及び特定任期付職員についても、一般職に倣い改正するものでございます。

本条例は公布の日から施行となりますが、給料表の改正につきましては平成30年4月1日から、勤勉手当につきましては平成30年12月1日から遡及適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第14、議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり30ページ、31ページになります。

本条例につきましても、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に伴い、特別職の期末手当を現行の4.4月分から4.45月分、0.05月分の引き上げとなる改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第15、議案第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第10号 町道路線の認定についてですが、議案の32ページになります。

町道2487号線は、JR東口新設に伴い、新たに設定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第10号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第16、議案第11号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第11号、これは議案の33ページになります。

町道路線の廃止については、東京オリンピック会場周辺の県有保安林を整備するため、町道3235号線を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第11号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第17、議案第12号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第12号は、議案書の34ページになります。

町道路線の変更については、町道1013号線ほか10路線における町道路工事や道路法第24条申請による民間の排水整備等に伴う路線の延長や、幅員等の形態が変わった11路線を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第12号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時42分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第18、議案第13号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第11次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第13号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第11次）議定についてご説明いたします。

議案つづり37ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,442万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,300万円とするものでございます。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。54、55ページをごらんください。

1款議会費から87ページの諸支出金につきましては、右ページの説明欄によりご説明いたします。なお、3月議会ということで、基本的には決算見込み等による事業の精算が主となっております。また、各項目における人件費の給料、手当、共済費、社会保険料の増減につきましては、人事院勧告及び人事異動によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、2款の総務費からご説明いたします。

55ページ一番下の秘書事務費112万2,000円の減につきましては、知事の行うトップセールスへの同行など取りやめによる減額でございます。

57ページをお願いいたします。

上から4つ目になりますが、庁舎維持管理費の中の需用費31万8,000円の増額につきましては、電気料金の単価が上がったことから増額となるものでございます。

次の町有財産管理運営費82万3,000円の減につきましては、内訳として、需用費と役務費につきましては、旧一宮保育所などの管理費の精算等による減額でございます。

次の情報化推進事業58万5,000円の減につきましては、L G W A N 更改工事に係る通信運搬費が8カ月分ほど不要となったことによるものが主なものでございます。

一番下の東京五輪準備事業63万3,000円の減につきましては、主に59ページ上段にありますように、サーフィン世界大会の精算に伴う減額でございます。

4つ下になります。ふるさと応援事業2,059万4,000円の増につきましては、返礼品に係る報償費の不足分355万円を計上するものと、寄附金から経費を差し引いた1,695万1,000円を基金に積み立てるものが主なものでございます。

2つ下の財政調整基金1億1,471万円の増につきましては、利子及び余剰金を基金に積み戻すものでございます。

一番下の防犯灯整備事業27万9,000円の増につきましては、こちらも単価が上がったことから予算不足となるものでございます。

次に、3款民生費に入ります。

65ページ下から2番目をごらんください。社会福祉総務事務運営費79万6,000円の増につきましては、福祉タクシーの利用実績による減額もありますが、29年度精算に伴う補助金の返還金が122万4,000円と大きいことから、増額となるものでございます。

次の自立支援事業844万3,000円の増につきましては、サービス利用者の増加に伴う不足分を計上するものでございます。

67ページをお願いいたします。

一番上の自立支援医療給付事業64万2,000円の減につきましては、利用者の減少に伴う減額でございます。

次の地域生活支援事業43万8,000円の増につきましては、利用者の増加及び日常生活用具において高額な給付があったことによる増額計上でございます。

1つ飛ばしまして、障害児支援事業587万5,000円の減につきましては、デイサービス等について報酬単価が減額になったことによるものでございます。

3つ飛ばしまして、後期高齢者健康診査事業355万円の減につきましては、広域連合負担金の精算に伴う減額でございます。

一番下の保育委託事業113万円の減につきましては、愛光保育園において入所児童の延べ人数1,024人の見込みに対し985人の入所となったことにより減額となるものでございます。

69ページをお願いいたします。

一番上の病児保育事業28万6,000円の増額につきましては、インフルエンザの流行に伴う不足分を計上するものでございます。

次の子ども・子育て支援対策事業2,538万2,000円の減につきましては、特に19節負担金補助及び交付金において、入所見込み人数の減少に伴い、施設型給付費の減額が大きくなっております。

1つ飛ばしまして、児童手当支給事業615万1,000円の減につきましては、支給見込み人数の減少に伴う減額でございます。

1つ飛ばしまして、保育所運営費536万4,000円の減は、いちのみや保育所増築工事に係る基本実施設計のみを行ったことにより、施工監理に係る経費を減額するものが主なものでございます。

次に、4款衛生費になります。

71ページをお願いいたします。

一番上の予防接種事業282万1,000円と、次の母子保健事業367万9,000円の減につきましては、出生見込み人数の減少に伴い減額となるものでございます。

次の健康増進事業317万4,000円の減につきましては、乳がん、子宮がん等個別検診の受診者の減少に伴う減額でございます。

次の子ども医療費助成事業249万円と、次の高校生等医療費助成事業30万9,000円の減につきましては、毎月の医療費が例年より低く推移したことにより減額となるものでございます。

1つ飛ばしまして、環境衛生事務運営費813万9,000円の減につきましては、広域市町村圏組合負担金精算に伴う減額でございます。

1つ飛ばしまして、合併処理浄化槽設置事業186万円と、次の住宅用省エネルギー設備設置事業117万円の減額につきましては、申請者の減少に伴い減額となるものでございます。

5款農林水産業費、73ページをお願いいたします。

上から3番目になります。農業振興事業411万9,000円の増につきましては、この枠の一番下に記載された被災農業者向け経営体育成支援事業補助金702万8,000円の増額が大きなものでございます。

1つ飛ばしまして、ため池整備事業706万2,000円の増につきましては、二又堰周辺で発見された陥没箇所を修復するために必要となる実施設計、測量及び土質調査の実施に伴う増額でございます。

75ページ、一番上の観光振興事業1,764万8,000円の減につきましては、海岸駐車場の舗装整備を予定しておりましたが、県からの交付決定の遅れにより工期が確保できないことから、予算執行を見送り、減額するものでございます。

次の海岸有料駐車場運営事業180万1,000円の減につきましては、天候や波の状況により、有料期間163日中25日間を無料としたことにより、警備員委託料が減額となるものでございます。

次の魅力ある海岸づくり基金920万2,000円の増は、駐車場利用料から経費を差し引いた金額を基金に積み立てるものでございます。

7款土木費になります。一番下になります。建築指導事務運営費206万円の減につきましては、77ページ上段に記載された各補助金について、申請の減少により減額するものでございます。

次に、8款消防費、ちょうど中段になりますが、常備消防体制充実事業291万3,000円の減につきましては、広域市町村圏組合負担金の精算に伴うものでございます。

1つ飛ばして、災害対策事業165万6,000円の減につきましては、報償費と需用費、こちらは県との共催で実施した防災訓練の精算に伴う減額、また、役務費につきましては、電柱に掲示する津波避難看板の規格を見直したことにより、広告料が不要となったものでございます。

9款教育費になります。79ページをお願いいたします。

下から2番目、学校支援事業279万円の減につきましては、特別支援員5人を確保予定しておりましたが、3人にとどまったことから減額となるものでございます。

81ページをお願いします。

上から2番目の一宮小学校管理運営事業121万6,000円の減につきましては、非常勤講師の雇用が遅れたことによる報酬の減額、エアコン使用による光熱水費の増額、また、パソコンリース料が発生しなかったことによる減額等が主なものでございます。

次の東浪見小学校教育扶助費53万4,000円と、一番下の一宮小学校教育扶助費131万2,000円、83ページをお願いいたします。下から2番目、教育扶助費55万9,000円の減につきましては、就学援助対象者が見込みより少なかったことによる減額でございます。

85ページをお願いします。

一番上の社会教育事務運営費64万6,000円の増につきましては、いちのみや号のエアコン故障により、修理期間中、代替車両を借り上げたことによる増額でございます。

2つ飛ばしまして、公民館管理運営費26万7,000円の増につきましては、利用者増加に伴い冷暖房使用頻度が上がったことから、不足となる分を計上するものでございます。

次の公民館教室運営費145万円の減につきましては、参加者の減少により、開講を予定していた教室を開催しなかったことによる減額でございます。

11款公債費になります。87ページをお願いいたします。

一番上の借入金元金償還金と、その次の借入金利子償還金につきましては、公債費の精算に伴う増減でございます。

12款諸支出金、国民健康保険事業特別会計繰出金から農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、各特別会計の精算に伴うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

46ページ、47ページをお願いいたします。

1 款町税のうち、法人町民税250万円の減額につきましては、一部業種において業績低迷により、税割が減収見込みとなるものでございます。軽自動車税につきましては、購入から13年経過した車は、重課という割増課税での増収を見込んでおりましたが、新車に買い換え、税金を安くする方が増えたことによって、30万円の減収見込みとなるものでございます。また、町たばこ税につきましては、禁煙者の増加による減収となるものでございます。

2 款地方譲与税のうち、1 項地方揮発油譲与税と2 項の自動車重量譲与税につきましては、実績見込みにより増収となるものでございます。

4 款配当割交付金から8 款自動車取得税交付金につきましては、県税交付金の精算に伴い、増減となるものでございます。

10款地方交付税につきましては、交付決定に伴う増収でございます。

12款分担金及び負担金410万4,000円の減につきましては、入所人数などに基づき、保育料などを精算するものでございます。

48、49ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料につきましては、海岸有料駐車場の使用料、こちらが悪天候等による減収が大きくなっております。

14款国庫支出金、1 項国庫負担金と次の段の2 項国庫補助金につきましては、基本的には各事業の歳出側の増減に伴い増減となっているものですが、2 項5 目教育費国庫補助金の行の右のページの説明欄にあります学校施設環境改善交付金727万6,000円の減額につきましては、一宮小学校グラウンド整備に係る補助金申請が不採択となったことから、減額となって

おります。

15款県支出金、1項県負担金と、50ページ2項の県補助金につきましても、国庫支出金と同様に、基本的には各事業の歳出の増減に伴い増減となっているものでございます。

この中で、4目農林水産業費県補助金の行の右のページの説明欄にあります被災農業者向け経営体育成支援事業補助金481万8,000円につきましては、台風24号関連の国・県分の補助金により増額となっているものです。

また、その2行下に記載されております観光地魅力アップ整備事業補助金1,000万円の減額につきましては、海岸駐車場の舗装工事に予定していた県の補助金を減額するものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入につきましては、駅前の旧直売場に係る貸付料が減額となるほか、各基金の年間利子でございます。

また、52ページ、53ページの16款財産売払収入につきましては、北陣所地先の町有地1筆を払い下げたものでございます。

17款寄附金につきましては、一般寄附及びふるさと寄附金でございます。

18款繰入金につきましては、充当事業費の精算に基づき、各基金を精算するものでございます。

19款繰越金は、前年度繰越金の精算でございます。

20款諸収入、3項受託事業収入、4項雑入につきましては、各事業の精算でございます。

21款町債につきましては、防災関係のJアラート更新工事の精算によるものでございます。

次に、43ページにお戻りください。こちらの一覧が平成31年度に予算を繰り越すものでございます。

事業名の欄、東京五輪準備事業226万6,000円につきましては、内訳として、釣ヶ崎海岸広場進入路拡幅に伴う測量業務委託177万2,000円と、都市ボランティア管理選考業務委託49万4,000円でございます。

農林水産業費の2事業につきましては、緊急的な予算措置のため繰り越しとなるものでございます。

教育費の一宮中学校空調機設置事業につきましては、国の補正予算で創設された特例交付金を活用して設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 3点ほどお伺いしたいんですけども、最初に、65ページの福祉タクシーの助成金ですが、利用減によるということですが、最終的な利用額あるいは利用減は、想定の違いということだとは思いますが、どのような理由によるかということですが、その辺をお願いします。

もう一つは、59ページのまちづくり推進事業の中の駅東側駅前広場の基礎調査委託料27万円の減となっていますが、最終的に幾らで、報告に当たる結果はいつ上がるのかと、その辺のところをお願いします。

さらに、55ページの秘書事務費ですが、トップセールス同行を取りやめということですが、これはいつの予定だったものか、具体的などのような目的、内容だったのかということと、取りやめの理由というところを教えてください。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） 65ページの社会福祉総務事務運営費の扶助費の福祉タクシーの助成金の関係でございます。42万8,000円の減ということで、当初予算で組んでいた金額が78万2,000円で、我々が今までの実績の中で計算したのが35万3,900円ということで、今回、42万8,100円の減額を要望してあります。

理由については、議員お見込みのとおり、当初の見積もりで算出した人数よりも実績の人数が減ったということでございます。申しわけありません。何人から何人というのは、手元に詳細の人数はございません。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） 59ページ、まちづくり推進事業のうちの上総一ノ宮駅東側駅前広場基礎調査の減額でございますが、予算額は556万2,000円でございます。契約額が529万2,000円、執行残の27万円を減額補正するものでございます。

なお、現在まだ作業は行っておりまして、3月末までにおおむね調査は完成するということでございますので、調査の結果の公表等については来年度以降になる予定でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 渡邊秘書広報課長。

○秘書広報課長（渡邊高明君） 3点目のご質問、55ページの研修視察の件でございますが、2件を計画しておりましたが、1件目の県の知事と随行した桃園の特産品のPR活動というのですが、行った時期が、町にまず特産品がなかったこと、あと桃園では日本の食品の輸入規制等がございまして、こちらのほうを断念しております。

もう1点、2点目のサンドバイパス、オーストラリアのほうの視察研修につきましては、昨年の常任委員会の中でも十分検討をして、国内でもそういった事例があるというような話を聞いている中で、現在、国内での視察等を再検討しておりまして、最終的に見送ったということで、2点を見送っております。

よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第13号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第11次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、議案第14号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第14号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの93ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,538万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,358万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。それでは、歳出よりご説明をいたします。

102ページをお開きください。

1段目から3段目までの1款総務費でございますが、こちらにつきましては、人事院勧告に伴う給与改定と事務費等の精算による補正となっております。

上から4段目の保険給付費でございますが、1目の給付金でございますが、インフルエンザ等による医療費の増加を見込みまして1,000万円を増額し、その下の2目から4目の給付金は、医療費の実績等による決算見込みから、それぞれ減額となっています。

一番下の2項高額療養費でございますが、こちらについても、医療費の実績等による決算見込みから150万円を減額いたしました。

104ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、2段目の医療給付費、3段目の後期高齢者支援金、4段目の介護納付金は、県通知による精算で、それぞれが減額となっています。

6款保健事業費でございますが、5段目の特定健診、6段目の保健事業でございますが、事業執行等に伴う精算による減額となっております。

7款基金積立金でございますが、8,556万円を増額し、基金に積み立てるものでございます。

一番下の8款諸支出金でございますが、前年度の医療費分が負担金精算により超過分の還付が生じたため、1,163万3,000円を増額いたします。

次に、歳入についてご説明をいたします。

98ページをお開きください。

1款国民健康保険税でございますが、実績等による見込みから、一般と退職を合わせ3,053万9,000円を増額いたします。

2款使用料及び手数料でございますが、督促手数料の実績等の見込みから増額をするものでございます。

3款県支出金につきましては、医療費の実績等による見込みから3,582万1,000円を減額いたします。

5款繰入金につきましては、1節と2節の基盤安定繰入金と5節の財政安定化支援事業繰

入金が主なもので、実績等の見込みから増額をするものでございます。

6 款繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

100ページをお開きください。

7 款諸収入でございますが、1 段目の延滞金は、現年分と過年度分の延滞金で354万1,000 円の増額となります。

2 段目の3 項雑入のうち、1 目の第三者納付金は、交通事故など第三者行為に伴う納付金を増額するもので、一番下の5 目雑入でございますが、特定健診の事業執行による精算で、合わせて13万7,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第14号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第20、議案第15号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第15号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてをご説明いたします。

議案つづりの113ページをお開きください。

平成30年度一宮町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,898万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,293万9,000円とする。

今回の補正の主な理由は、決算見込みによる精算によるものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

議案つづりの122ページをお開きください。

上のほうからです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費48万5,000円の減額補正につきましては、臨時職員人件費や介護保険パンフレット印刷製本費の精算に伴い減額するものでございます。

その下、2項徴収費12万8,000円の減額につきましては、元号の改正予定に伴い在庫が確保されたことから、印刷を行わなかったことにより減額するものでございます。

その下、3項介護認定審査会費39万7,000円の減額につきましては、認定審査や訪問調査の精算によるものでございます。

その下、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の、124ページの上のほうなんですけれども、合計で3,035万円の減額につきましては、先ほどの122ページのほうの1目居宅介護サービス給付費から124ページにかかりまして、2目から6目の居宅介護サービス計画給付費まで、それぞれ各介護サービス給付費の決算見込みによるものでございます。

同じく124ページの下の下の3項になります。高額介護サービス等費190万円の増額につきましては、サービス費の決算見込みによるものでございます。

その下、5項特定入所者介護サービス等費60万円の減額につきましては、同じくサービス費の決算見込みによるものでございます。

その下、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費41万5,000円の減額につきましては、総合事業に係るサービス給付費の決算見込みによるものでございます。

126ページをお開きください。126ページの上段が41万6,000円です。

続きまして、126ページの3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費12万6,000円の減額につきましては、各種教室の実績による講師の報酬回数の減によるものでございます。

その下、3項包括的支援事業・任意事業費191万2,000円の減額につきましては、主に成年後見制度利用支援事業を含む任意事業及び包括支援センター職員人件費の精算によるものでございます。

続きまして、128ページをお開きください。128ページの上のほうになります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金42万2,000円の増額につきましては、今後の介護給付費の増加を見込み、準備基金として積み立てるものでございます。

その下、5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金の1,120万9,000円及びその下の2 項繰出金192万6,000円の増額につきましては、29年度分の国・県及び一般会計への精算に伴う返還金を補正するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

118ページにお戻りください。

上のほうから、1 款保険料、1 項介護保険料257万9,000円の減額につきましては、1 号被保険者の減と収入見込みに伴い減額するものでございます。

続きまして、その次の次ですが、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金722万4,000円の減額、その下、2 項国庫補助金236万9,000円の減額、続いてその下、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1,235万4,000円の減額、その下ですけれども、5 款県支出金、1 項県負担金231万4,000円の減額、その下、2 項県補助金44万1,000円の減額、一番下の7 款繰入金、1 項一般会計繰入金492万5,000円の減額につきましては、決算見込みによる国・県、支払基金の変更申請に伴う減額でございます。

120ページをお開きください。

8 款繰越金、1 項繰越金1,291万6,000円の増額につきましては、前年度の繰越金となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、議案第15号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第21、議案第16号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第16号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの135ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,920万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

142ページをお開きください。

1款の総務費につきましては、人事院勧告の給与改定等に伴う増額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合からの通知により精算を行うもので、実績が当初見込みより下がったため、121万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

140ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、実績等の見込みから精算をするもので、37万4,000円の減額でございます。

3款繰入金でございますが、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの通知等により精算を行うもので、合わせまして153万2,000円の減額となります。

5款諸収入でございますが、雑入につきましては、上段の業務委託料の精算が主なもので、合わせまして72万6,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、議案第16号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第22、議案第17号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 議案第17号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定について説明申し上げます。

議案つづり147ページをごらん願います。

平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）は、歳入歳出それぞれ118万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,798万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

154、155ページ、こちらをごらん願います。

総務費でございますが、一般管理費につきましては、人件費において給料の改定に伴う不足分を補正するものでございます。

これ以下、3地区の施設管理費につきましては、主に決算見込み及び執行残による補正となりますが、このうち需用費におきましては、それぞれ電気料に不足が見込まれることから、光熱水費を追加しております。

また、東浪見地区、こちらにおきましては、県道一宮椎木長者線の道路改良工事に伴いまして、マンホールぶたの高さ調整を行うため、工事費を追加しております。

次に、歳入でございますが、152、153ページをごらん願います。

1 款分担金及び負担金でございますが、3 地区で合計 7 件の加入がございましたので、増額となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては、3 地区の滞納繰越分の使用料を増とするものでございます。

3 款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を補正するものでございます。

4 款繰入金につきましては、繰入金のほか、分担金及び負担金などの増により、結果的に減額となるものでございます。

5 款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第22、議案第17号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号～議案第22号の上程、説明、委員会付託

○議長（小安博之君） 日程第23、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定について、日程第24、議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第25、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第26、議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第27、議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第18号から議案第22号について、順次、提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定についてご説明申し上げます。

お手元の平成31年度予算書、こちらの冊子をごらんいただきたいと思います。

最初に1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成31年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,100万円と定めるもので、前年度に比べ3億5,600万円の増加でございます。

新年度では、上総一ノ宮駅東口整備事業1億7,700万円、釣ヶ崎海岸施設建築事業8,900万円、また、いちのみや保育所増築事業5,800万円など、幾つか大型事業が重なった関係から、予算規模が増加となるもので、一宮小学校北校舎の建てかえなどを行った平成16年度に次ぎ、過去2番目の予算規模でございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書9ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書になっております。

最初に歳入でございますが、増減の大きなものをご説明いたします。

初めに、1款の町税でございます。前年度に比べ4,421万3,000円増加の14億2,046万円を計上いたしました。こちらは、一部業種での業績回復傾向により法人町民税の増加と、宅地化の進展や新築家屋の増加から見込まれる固定資産税の増加が主な要因となり、町税全体で増額となったものがございます。

続きまして、16款の県支出金をお願いいたします。前年度に比べ1億3,038万7,000円増加の4億7,170万7,000円を計上しております。こちらは、上総一ノ宮駅東口整備事業補助金や、農業の生産基盤の整備を支援するための「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金による増加が主な要因でございます。

次に、19款の繰入金でございます。前年度に比べ1億1,240万円増加の4億1,014万2,000円を計上しております。こちらは、本年度実施いたしました一宮小学校屋外運動場整備事業が終了したことによる公共施設整備基金繰入金の減少要因もございましたが、社会保障費の対応や新規事業への取り組みによる財政調整基金の取り崩しのほか、釣ヶ崎海岸広場の進入路拡幅事業や施設建築事業などによる、ふるさと応援基金からの繰り入れの増加が主な要因

でございます。

続きまして、21款諸収入をお願いいたします。前年度に比べ4,505万1,000円増加の6,948万3,000円を計上いたしました。こちらの主な増加要因は、スポーツ振興くじ助成金を活用した釣ヶ崎海岸施設建築事業に対する補助金が増加したことが主な要因でございます。

続きまして、歳入の最後になります。22款の町債をお願いいたします。こちらは、引き続き防災行政無線デジタル化事業などに伴う借り入れのほか、新たな防災情報の伝達手段の見直しを図る多メディア一斉配信システム構築事業、また、上総一ノ宮駅東口整備事業などについて借り入れをするもので、前年度に比べ5,200万円増加の2億7,640万円を計上いたしました。

続きまして、予算書の11ページをごらんください。

歳出でございます。こちらにも増減の大きなものを説明させていただきます。

1款の議会費でございます。前年度に比べ1,516万9,000円減少の8,851万1,000円を計上しております。こちらは、主に議員定数2名削減による報酬などの減少や、今年度購入いたしました議長車などの一時的経費の減少によるものでございます。

続きまして、2款の総務費でございます。前年度に比べ、大きく3億4,312万5,000円増加の11億5,556万6,000円を計上しております。こちらにも歳入で申し上げましたが、東京2020オリンピック競技大会開催に向けた上総一ノ宮駅東口整備事業を初め、釣ヶ崎海岸進入路拡幅事業や施設建築事業、または防災情報に係る多メディア一斉配信システム構築事業など、新たな取り組みによる増加が主な要因でございます。

続きまして、3款の民生費でございます。前年度に比べ4,922万円増加の12億4,685万円を計上いたしました。こちらは児童手当支給事業など減額要因もございましたが、いちのみや保育所保育室増築事業が主な増加要因となっております。

続きまして、5款の農林水産業費でございます。前年度に比べ2,661万円増加の1億4,454万6,000円を計上いたしました。こちらにも歳入と同様でございますが、農業の生産基盤の整備を支援するための「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の増加が主な要因となっております。

最後に、9款の教育費でございます。前年度に比べ2,997万7,000円減少の3億1,722万5,000円を計上しております。

こちらは、事務局職員の増加による人件費の増加もございましたが、一宮小学校の屋外運動場整備事業の終了による減額が主な減少要因でございます。

以上、簡単でございますが、議案第18号につきましてご説明いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小安博之君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明を申し上げます。

予算書の155ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,376万5,000円と定めるものとございます。前年度比0.7%の減となっております。

本予算でございますが、世帯数2,101世帯、被保険者数3,600人、前年度比74人の減で見込み、実績に基づいた数値や県からの通知、決算見込み等により計上いたしました。また、県広域化により、30年度は内容が大きく変わりましたが、31年度は、被保険者数の減少はあるものの大きな事業変更はないため、ほぼ前年度並みの予算となっております。町といたしましては、県広域化2年目ということを考えて上で、医療費と県納付金の推移を注視し、慎重な保険税率の審議により、健全な財政運営を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） 続きまして、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてをご説明いたします。

予算書の193ページをお開きください。

平成31年度一宮町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,465万4,000円と定める。これにつきましては、前年度に比べ約0.57%、金額にいたしまして619万5,000円の増となっております。今年の2月末日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は3,998人ございまして、前年度比で23人の増となっております。高齢化率は31.9%となっております。

平成31年度は、第7期事業計画の中間年度という位置づけの中、高齢者の閉じこもり予防を目的とした教室や、認知症予防教室などの介護予防事業の拡充、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるような地域包括ケアシステムの推進、次期計画となる第8期事業計画策定に向けた調査業務費などを盛り込んだ予算編成となっております。平成30年度に引き続き、第7期事業計画に沿った事業執行に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の233ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,279万円と定めるものでございます。前年度比0.3%の増となっております。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者と、65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されています。今回の予算でございますが、被保険者数を2,050人、前年度比32人増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。また、31年度は保険料の改定はないものの、増加する被保険者数とそれに応じた保健事業を見込んでの予算となっております。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について説明申し上げます。

予算書の261ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,605万2,000円と定めるものでございます。前年度より60万4,000円の減となっております。こちら、修繕工事が減ったという関係でございます。例年どおり、原、東浪見、北部の3地区の維持管理費の予算となっております。このうち原地区につきましては、処理施設の改修に向け、調査、計画業務の委託を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第18号から議案第22号までを、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第18号から議案第22号までを各常任委

員会に付託することに決しました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

諸岡議会事務局長。

(事務局長、議案付託表朗読)

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（小安博之君） 日程第28、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月9日と10日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、明日の3月7日から8日及び11日から13日までの5日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から8日及び11日から13日の5日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月14日の会議は午後2時からといたします。よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時46分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 14 日 （ 木 ）

平成31年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成31年3月14日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1 番	川	城	茂	樹	2 番	内	山	邦	俊
3 番	小	関	義	明	4 番	大	橋	照	雄
5 番	小	林	正	満	6 番	鵜	沢	清	永
7 番	鵜	沢	一	男	8 番	藤	乗	一	由
9 番	袴	田		忍	1 0 番	吉	野	繁	徳
1 1 番	志	田	延	子	1 2 番	森		佐	衛
1 3 番	鵜	野	澤	一	1 4 番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文
会 計 管 理 者		鶴	岡	治	美	教	育	長	藍	野	和	郎
総 務 課 長		大	場	雅	彦	秘 書 広 報 課 長			渡	邊	高	明
企 画 課 長		塩	田		健	税 務 課 長			秦		和	範
住 民 課 長		鎗	田	浩	司	福 祉 健 康 課 長			鶴	岡	英	美
都 市 環 境 課 長		土	屋		勉	産 業 観 光 課 長			小	関	秀	一
オ リ ン ピ ッ ク 推 進 課 長		高	田		亮	保 育 所 長			小	安	栄	子
教 育 課 長		峰	島	勝	彦							

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第18号	平成31年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第19号	平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第20号	平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

日程第四	議案第 2 1 号	平成 3 1 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第五	議案第 2 2 号	平成 3 1 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
日程第六	同意案第 1 号	一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第七	発議第 1 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第八	発議第 2 号	一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第18号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託をしてございます。これより各常任委員会の報告を求めます。最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、藤乗一由君。

○総務常任委員長（藤乗一由君） 8番、藤乗一由です。

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月7日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長 藤乗一由、副委員長 袴田 忍、委員 森 佐衛、委員 大橋照雄の4名です。なお、本委員会の書記は、秘書広報課、生田副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに、振武館周辺を視察し、加納久宜公没後100年記念石碑建立事業及び防災倉庫について説明を受けました。石碑の設置場所となる加納公のお墓周辺の状況を確認し、設置場所選定に当たっての課題などを確認いたしました。また、防災倉庫の管理状況について確認いたしました。

次に、上総一ノ宮駅東側広場を視察し、東口の建設事業について説明を受けました。周辺の現況を確認し、建設時にロータリーの使用に支障がないことなどを確認しました。

最後に、釣ヶ崎海岸を視察し、施設建設工事事業及び広場進入路拡幅事業について説明を受けました。施設建設場所の現況を確認するとともに、進入路拡幅の概要と植栽の移植などについても確認いたしました。

続いて、午前10時45分からは、付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成31年度予算案の一般会計総額は46億8,100万円で、前年度に対し3億5,600万円の増額となっているとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入につきましては、個人町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税は増額となり、鉱産税は減額になりました。町税全体では14億2,046万円となり、4,421万3,000円の増額となります。

地方交付税につきましては、昨年度と同額の10億5,000万円となります。

続きまして、環境性能割交付金については、31年10月実施予定の消費税引き上げに合わせ、自動車取得税交付金が廃止され、創設されるもので、千葉県の試算額により算定し、500万円となります。

県支出金については、上総一ノ宮駅東口整備事業の事業着手が主な要因となり、前年比1億3,038万7,000円の増額の4億7,170万7,000円となります。

続きまして、寄附金については主にふるさと納税でございますが、前年比1,000円増の6,001万4,000円となります。

続きまして、繰入金については、釣ヶ崎海岸広場の進入路拡幅事業や施設建築事業が主な要因となり、前年比1億1,240万円増額の4億1,014万2,000円となります。

続きまして、諸収入については、スポーツ振興くじ助成金の釣ヶ崎海岸施設建設事業に対する助成金が増加したことにより、前年比4,505万1,000円増額の6,948万3,000円となります。

続きまして、町債については、新たに多メディア斉配信システム構築事業や、上総一ノ宮駅東口整備事業について借入れをするものが主な要因となり、前年比5,200万円増額の2億7,640万円となります。

続いて歳出ですが、総務費関係の主なものとして、宿日直業務事業478万円、公用車購入費用283万7,000円、庁内無線アクセスポイント更改工事999万円などであります。

続いて企画費については、東京五輪準備事業の機運醸成等委託700万円、移住・定住促進事業委託料25万5,000円、マスコットキャラクター運営事業71万6,000円などであります。

続いて消防費につきましては、災害対策費用保険105万4,000円などです。

歳出の最後に公債費については、平成28年度をピークに緩やかな減少となっており、178万2,000円減少の3億4,395万9,000円です。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

上総一ノ宮駅東口整備事業の償還年数及び他の町債も含め、今後の償還予定見通しはどのようなになっているのかという質問に対しては、上総一ノ宮駅東口整備事業は、地方道路等整備事業債を借入れ、20年での償還を予定している。公債費の見通しについては、平成28年度のピーク時である3億7,000万円を超えない範囲で推移するものと見込んでいるが、公債費が増加すると自由に使えるお金が減少し、財政構造の硬直化が進行するため、引き続き適正な地方債管理に努めるとの答弁でした。

2月5日の議員説明会において、元警察署長の方を採用したい旨の説明があったが、採用がなくなったという話を耳にしました。業務内容が明確になってから採用を検討するというのが本来であると考えるが、予算措置状況についてはどうなっているのかという質問に対して、元警察署長の採用の話はなくなりました。予算自体は当初予算の中に含まれており、引き続き今後も探していきたいとの答弁でした。この件に関しましては、採用を検討する以前の段階で業務の計画、内容を明確にして、事前説明もすべきとの意見を意見要望として添えました。

次に、防災無線デジタル化のデジタル機の性能はどのようなものなのか。受信機側からの通信ができるなど、そのような機能がなければ、金額は高くないのではないかとと思われる。業者からサンプル機を貸与するなど、試験的な利用をしてみることも考えてみてはどうかという質問に対しては、デジタル機については既に他団体での利用実績があるので、試験

的な使用は可能と思われるとの答弁でした。

また、いっちゃんぬいぐるみについて、どのような場面でどのような形の企画を考えているのかという質問には、第1段階として1,000体の限定販売を秘書広報課窓口にて実施し、この販売状況に応じて、町のイベントやオリンピック関連イベントなどでも販売を検討する。本事業は、町が先行してキャラクター商品の作製及び販売実績を築くことにより、町内事業者や宿泊施設などで、さまざまないっちゃんグッズの作製と販売を展開していただくことも狙いとしているとの答弁でした。

また、移住促進サイトの具体的な成果・効果などに関する調査はしているのか。より効果を上げるためにはそうした情報は必要ではないのかという質問には、平成24年のサイト開設以降、約27万件的閲覧がされております。移住相談に来られる方も、このサイトを見て移住の参考にしていただいているという話を聞いております。来年度から転入者に対して、アンケートを実施する予定という答弁でした。

加納公没後100年記念の式典に麻生大臣が来られる予定とのことですが、式典を行う場所が砂利の場所ではビジュアル的によくないので、他の場所を検討することも視野に入れて、式典の経費は必要ないのかという質問に対しては、商工会長や観光協会長などで構成される顧問会でも同じような話が出ました。しかし、町の財政が厳しい中で、身の丈に合ったものでやるべきではないかという意見も出ました。

麻生大臣の秘書からは、その日はあいているという話はいただいておりますが、実際に来る確約はとれているわけではないので、式典の招待者についても最小限に絞っていく考えです。会場が砂利なので、簡易舗装も検討しましたが、財政上の理由で対応しなかったとの答弁がございました。

オリンピックのイベント準備委託料については、具体的にどのような内容を実施するのかという質問には、具体的な内容はこれからの検討となるが、2020年に役場周辺にて独自のイベントを実施したいと考えており、イベントと合わせて公民館において大型モニターを設置し、オリンピックの映像を流すというのが基本的な考えであるとの答弁でした。

また、サーフィン大会への補助金について補助金を要望する以上、予算計画は必要だと考えて、どのくらい資金を集めて、補助金をどこに充てるのかといった具体的な計画を記した資料はないのかという質問に対しましては、主催者が自己資金を5,000万円集め、不足分の1,000万円を町が補助する。主催者も現在スポンサー集めに奔走しているほか、町長を初め町としてもスポンサー集めに協力している。町としては、オリンピックに向け、開催してい

きたいと考えているとの答弁でした。

続きまして、昨年度の要望事項について報告いたします。

オリンピック開催に向けての機運醸成について、大会終了後に町にとってもよい効果が期待できるよう、さらなる機運醸成の検討を要望したところ、回答としましては、町としては平成31年度、大会機運醸成に向け、公用車へのエンブレムシートの張りつけ、開催地表示横断幕の作製、2年前イベントの実施等々を行ってきましたが、新年度には1年前イベント、都市装飾看板作成など、さらなる機運醸成を図る。まずは、大会に向けた機運醸成を図り、大会を成功させることがよい効果になると考えますので、よろしくお願いしますとの答弁があり、了としました。

最後に、2点要望事項を申し上げます。

1、災害に強いまちづくりを目指すため、地域防災計画に基づき、公共建築物や避難施設等の耐震等、安全性を十分確保する整備計画作成に早急に取り組むことを求める。また、災害用備蓄倉庫の配置、内容、利用の仕方、防災無線のあり方などについて、町内各地区の実情調査、住民の意見収集を行い、再整備の必要性も含めた検討を進めることを求める。

2点目、今後、観光客、移住者等の増加も想定されるため、町内の防犯、児童生徒の安全に配慮した中で広く住民の意見も集め、関係機関との連携を図っていく必要がある。住民の十分な認識と相互の連携も重要となる。そのため、今後、町では地域防犯計画作成に向けた準備に取り組むことを求める。防犯カメラの設置などについては、その中での検討も必要であると考えられる。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務常任委員会の報告を終わりといたします。

平成31年3月14日。

総務常任委員会委員長、藤乗一由。

一宮町議会議長、小安博之様。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、小林正満君。

○経済常任委員長（小林正満君） 5番、小林です。

経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会では、3月6日の本会議におきまして審査を付託されました議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月7日午前9時30分より審査を実施いたしました。

出席委員は、委員長 小林正満、副委員長 志田延子、委員 小安博之、委員 鵜沢清永、委員 内山邦俊の5名です。なお、本委員会の書記は都市環境課主事、中村友哉です。

初めに、各担当課の案内により、一宮町中央ポンプ場、大欠堰及び原地区農業集落排水処理施設において、現場踏査を実施いたしました。

続いて、同日午前11時より、一宮町役場委員会室2におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査を実施いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第18号の一般会計予算について申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億2,880万円の予算で、昨年よりも783万6,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の減によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は4,796万9,000円の予算で、昨年よりも1,826万9,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、農業振興地域整備計画策定委託料及び「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は4,236万4,000円の予算で、昨年よりも823万5,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、排水路改修工事費及び水位計設置工事費が新たに計上されたことによるものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は6,604万2,000円の予算で、昨年よりも646万8,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、観光ガイドブック作製委託業務が完了したことによるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は2,024万円の予算で、昨年よりも927万3,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、道路パトロール車の購入費及び排水路施設維持管理事業費の増によるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は7,210万1,000円の予算で、昨年よりも2,000万7,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、町道1－7号線の第1工区の完了に伴う道路改良工事費の減によるものです。

7 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費は3,517万7,000円の予算で、昨年よりも459万8,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、都市計画変更図書作製委託料及びコンクリートブロック塀補助金が新たに計上されたことによるものです。

7 款土木費、4 項都市計画費、2 目都市下水路費は3,148万4,000円の予算で、昨年よりも1,460万1,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、中央ポンプ場関係の公共下水道雨水事業計画策定委託料及び除じん機設備健全度診断・更新実施設計委託料が新たに計上されたことによるものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました4つの案件に関しまして回答がございましたので、その概要を要約して申し上げます。

町道2086号線、いちのみや保育所児童の送迎にかかわる安全性を確保するため、拡幅または待避所の設置を要望するとの要望に対しては、道路整備計画プロジェクトチームを設置し、検討を重ねた結果、保育園から帰路の迂回路として町道2091号線を通行することにより、交通量が分散され、スムーズな通行が可能になると考えました。このことは、保育場を通じて保護者の方へ通知されることになっており、4月からは、この迂回ルートの通行状況を見ながら、必要に応じて拡幅または待避場の設置について検討してまいりますとの答弁がありました。

オリンピックに向けて、海岸通りの美化等、環境整備に大塚実海と緑の基金の活用を継続して要望するとの要望に対しては、東京2020オリンピック競技大会に向けて、引き続き釣ヶ崎海岸広場の植栽やエコトイレの維持管理等に活用し、環境整備を進めていきます。また、県と協力して実施する予定となっている県道一宮停車場線、及び飯岡一宮線の植栽帯をヒマワリの花で彩る事業にも有効活用していく予定ですと答弁がありました。

北側海岸駐車場について、オリンピック開催までに全面的な舗装整備を要望するとの要望に対しては、駐車場の舗装整備は、有料駐車場の収益から諸経費を除いた残金と、県の補助金を財源として実施しているため、年間の整備面積には限界があります。したがって、2020年のオリンピック開催までに全面的な整備完了をさせることは不可能であると言わざるを得ません。

さらに、本年度予定していた南側の未整備部分の整備についても、県からの補助金交付決定がなされなかったために工事の着手ができず、これにより計画が全体的に後ろ倒しとなる見通しとなっておりますとの答弁がありました。

町全体の下水道計画を見直し、汚水処理費に関する広く平等な補助施策を要望するとの要

望に対しては、町では、平成28年3月に污水適正処理構想を作成しておりますが、その中で、財政面や体制面から公共下水道の整備は困難であり、また、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽における污水处理人口普及率が80%を超えているため、整備効率の面も考慮し、今後は合併浄化槽の整備促進に注力するとされています。

污水处理施設については、事業運営の厳しさが増していることから、国は効率的な運営のために最適化を求めています。現段階において、町での見直し時期等については未定となっています。

污水处理費については、農業集落排水処理地区の3地区については全て統一料金としておりますが、平等という観点から、民間処理に対しても同様の費用負担となるようにするためには、町全体を範囲として処理区を統合するか、あるいは個別区域とするか。財政や町、町民負担なども含め、一体的に検討する必要がありますと答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、都市環境課関係について申し上げます。

4款1項5目、クリーン一宮推進事業費のうち、小型合併処理浄化槽装置事業補助金及び住宅用省エネルギー設備設置補助金について、今年度の実績を提示してくださいとの質疑に対して、合併浄化槽への転換補助が5件、住宅用省エネルギー設備設置補助が6件ありましたとの答弁がありました。

7款4項1目、都市計画総務費のうち住宅リフォーム補助金、木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修補助金の実績を提示してくださいとの質疑に対して、住宅リフォーム補助が4件、木造住宅耐震診断補助及び木造住宅耐震改修補助については実績がありませんでしたとの答弁がありました。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

観光ガイドブック作製委託業務について、平成31年度は予算が計上されていないが、今後作製する予定はないのか。また、英語版を作製するという話は聞いていたが、次年度以降に考えているのかとの質疑に対して、本年度3万部を作製しており、町内の商店や飲食店に配布しましたが、まだ2万部ほど在庫として残っているため、残数が少なくなってきた段階で新たに予算化を行う予定です。また、英語版に関しては、今年度の予算の中で1万部を作製することになっていますとの答弁がありました。

5款1項3目、農業振興費のうち、農業振興地域整備計画策定委託料について、この計画はどのようなものか。また、計画策定委託料とあるが、どのようなことを委託するのかとの

質疑に対して、農振農用地として確保すべき地域とそうでない地域の色分けを行い、今後、農業政策においてどこに重点を置き、どのような方針で進めていくかなどを取りまとめるものです。

現在は、合分筆等された農地の正確な状況を把握するために、データの突合作業を行っており、31年度からは本格的に資料の収集・作成を行います。その後、32年度に、図面等を含めた具体的な農振整備計画を策定する予定となっており、これにかかわる業務を委託する予定ですとの答弁がありました。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁がありましたが、審査の結果、可否同数となりました。このため、一宮町議会委員会条例第13条の規定により、委員長採決となり、最終的に本案を否決することに決しました。

続きまして、議案第22号の一宮町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,605万2,000円であり、対前年比60万4,000円の減となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

原地区の施設に関して非常に強い悪臭が漂っており、保育所や隣家への影響が懸念されているため、近々に施設の更新工事を行うということは難しいとしても、薬剤を使用するなど応急的な対策はできないものか。また、予算に調査計画策定委託料が計上されているが、施設の更新について計画はないのかとの質疑に対して、施設の周囲に植栽を施したり、建屋の窓を閉め切ったりすることで、なるべく周辺ににおいが広がらないように留意しているが、今後は薬剤の使用等についても管理業者と調整を進めていきたいと思います。

また、汚水処理施設機能強化事業調査計画策定委託において基本計画を策定する中で、施設の更新の必要性についても検討してまいりますとの答弁がありました。

このほか、特別会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、審査の過程において3点の要望事項がありましたので、申し上げます。

1、海岸駐車場南側の整備について、引き続き県との調整を密に図り、早急な整備を要望する。

2、原地区農業集落排水処理施設について、更新の際には、莫大な予算と相当な期間を要することが想定されるため、現段階から計画的な検討を進めていくことを要望する。

3、ホテル一宮シーサイドオーツカ付近から一水亭付近における道路排水不良について、

引き続き道路管理者である長生土木事務所に対し、改善要望を行っていくことを要望する。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程及び結果であります。

これにて、経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成31年3月14日。

経済常任委員会委員長、小林正満。

一宮町議会議長、小安博之様。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、鵜沢一男君。

○厚生文教常任委員長（鵜沢一男君） 厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、6日の議会において審査を付託されました議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第19号から議案第21号について、7日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、いちのみや保育所、臨海運動公園、一宮中学校の現場踏査を行い、午前10時30分から委員会室3において、関係職員の出席を求め審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、委員長 鵜沢一男、副委員長 吉野繁徳、委員 鵜野澤一夫、小関義明、川城茂樹の5名です。書記は、教育課副主査の桜井新です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額5,789万9,000円で、昨年より838万3,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費、住民記録・印鑑登録システム及び戸籍電算システムの借上料です。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は7,188万7,000円の予算額で、昨年より628万3,000円の増となっております。増額の主なものは、職員数の増による人件費です。

障害福祉費は2億6,669万3,000円の予算額で、昨年より423万2,000円の減となっております。主なものは、自立支援事業、自立支援医療給付事業、障害児支援事業の扶助費です。

老人福祉費は1,989万7,000円の予算額で、昨年より432万2,000円の増となっております。増額の主なものは、社会福祉協議会に委託している外出支援事業が、市町村無償運送の委託

方式は適切ではないとの国からの通達により、4月から町直営とするため、事務員や運転手の賃金、車両管理費等を計上したことによる増額です。

国民年金事務費については735万4,000円の予算額で、昨年より184万6,000円の増となっております。増額の主なものは職員の人件費です。

後期高齢者医療費につきましては1億4,569万9,000円で、昨年より948万8,000円の増となっております。増額の主なものは、被保険者数の増加に伴う基本健康診査及び定率市町村負担金の増によるものです。

児童福祉総務費は4億6,539万円の予算額で、昨年より993万3,000円の減となっております。減額の主なものは、子ども・子育て支援対策事業の補助金の減によるものです。

児童措置費は1億9,137万4,000円の予算額で、昨年より726万5,000円の減となっております。これは児童手当支給事業の昨年度実績の精査による減であります。

児童福祉施設費は7,844万3,000円の予算額で、昨年より4,871万3,000円の増となっております。増額の主なものは、新規事業として、公立いちのみや保育所の増築工事と施工監理委託業務を行うことによるものであります。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

子ども医療費及び高校生等医療費助成制度について、県が助成する対象の拡充、助成基準の見直しを県に対し要望を求めるとの要望に対し、平成29年度の決算では子ども医療費に係る費用の約67%が町負担という状況である。高校生医療費については全額自治体負担であり、県下でも実施している自治体は約3割という状況である。

この要望を受け、町では、平成30年8月17日に開催された千葉県知事と市町村長との意見交換会にて、子ども助成制度の拡充と国制度創設に向けた働きかけについて要望をした。さらに、千葉県町村会による平成31年度千葉県当初予算編成に関する要望にも同様の要望をしており、今後とも機会があることに続けてまいりたいとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

福祉タクシーについて、毎年予算から大分減額されての決算ということだが、その理由はこの質疑に対し、チケット制で1人年間最高36枚支給される。予算は、申請見込み数を満額で計上しているため、使う人、使う枚数の利用率によって実績は減額されとの答弁がありました。

後期高齢者健康診査事業の中の負担金補助及び交付金の人間ドック助成事業160万円につ

いて、どのくらいの人数見込みなのか。また、1人当たりの助成額は脳ドックも含めて幾らかとの質疑に対し、人間ドックは1人当たり4万5,000円で30人を見込んでいる。脳ドックは1人当たり2万5,000円で10人を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億7,620万1,000円の予算額で、昨年より148万6,000円の減となっております。主なものは、職員の人件費と広域市町村圏組合負担金です。

予防費は7,791万2,000円の予算額で、昨年より167万2,000円の減となっております。

予防接種事業では3,161万4,000円の予算額で、741万3,000円の増となっております。

母子保健事業では1,656万4,000円の予算額で、昨年より74万2,000円の増となっております。各種検診委託料の妊婦健康診査が診療報酬の改定に伴い、1人当たりの単価が値上がりしたことによる増額となっております。また、来年度から小学1年生のフッ化物洗口も実施をいたします。

健康増進事業では2,907万5,000円の予算額で、昨年より161万1,230円の減となっております。

医療対策費は、中学校3年生までの子ども医療費助成事業と高校3年生相当までの学生に係る高校生等医療費助成事業で4,330万円の予算額で、昨年より247万2,000円の減となっております。これは前年度実績による計上であります。

保健センター費は908万1,000円の予算額で、68万5,000円の減となっております。主な内容は、経年劣化による浄化槽修繕とブラインドコード修繕等となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

フッ化物洗口の予算額が、週1回の小学校と週5回の保育所でそれほど変わらないのはとの質疑に対し、小学校は使用する溶液が保育所より濃度が濃く、量も多いためであるとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

教育総務費は8,076万1,000円の予算額で、昨年より466万8,000円の増となっております。新規事業といたしまして、一宮町クリーンシーズプログラム事業では、小中学校においてマイクロプラスチックが及ぼす海の未来についての講演及び研究を行います。また、海外ホームステイ研修事業では、昨年度より参加生徒を2名増員し、10名で実施をいたします。さらに、2020年、小学校におけるプログラミング教育の必須化に向け、五、六年生を対象にロボットプログラミング教室を開催いたします。

なお、平成27年度から4年間は国の地方創生推進交付金を活用してまいりましたが、31年度からは町単独事業にて取り組んでまいります。

続きまして、小学校費は1億410万7,000円の予算額で、昨年より4,238万4,000円の減となっております。減額の理由につきましては、昨年度、一宮小学校屋外運動場整備工事があったことによるものです。主なものといたしまして、東浪見小学校では給食調理室内シンク1槽を老朽化により破損したことで、学校給食衛生管理基準に基づき、新たに3槽シンクの設置工事を行います。また、一宮小学校では、昨年度実施いたしました屋外運動場整備工事に関係するものとして周辺整備工事を行います。さらに、救助袋設置工事や放送設備入れかえ工事を行います。

続きまして、中学校費は5,887万7,000円の予算額で、昨年より524万1,000円の増となっております。主なものにつきましては、校舎内照明器具交換工事や給食室窓ガラス交換工事を行います。

社会教育費は4,808万8,000円の予算額で、昨年より72万7,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費とまちバスに係る経費、青少年健全育成事業、文化財保護事業、公民館管理運営費、公民館教室運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費などです。

文化財保護事業では、加納久宜公没後100年を迎え、シンポジウム「加納家と一宮」を開催いたします。また、千葉県立中央博物館大多喜城分館にて資料展示を行います。

文化財講座では、江戸時代の津波被害と風船爆弾の2回を予定しております。公民館教室では、新たに編み物教室を10回開催予定です。

保健体育費は2,539万2,000円の予算額で、昨年より177万1,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費と臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費などです。

各種スポーツ大会支援事業では、新規として一宮町民スポレク祭20万円を計上しております。内容は、体育協会、各加盟団体のスポーツ体験や、健康についての重要性のPR活動などです。臨海運動公園では、野球場ネットの老朽化を改修するため張りかえ工事を行います。

次に、教育課は、昨年度は総務文教常任委員会でありましたが、そこで要望の出た件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

オリンピック効果による移住・定住の促進を一層効果的に進めるためにも、教育関係のインフラ整備の促進について要望をいたしますとの要望に対し、教育関係のインフラ整備といえば学校整備が挙げられるが、平成30年度は一宮小学校グラウンド整備工事、東浪見小学校

体育館倉庫建てかえ、一宮中学校教員用パソコンの入れかえを初めとしたＩＣＴ環境整備などを行った。また、30年度からは繰越事業で、中学校普通教室棟のエアコン整備を31年度に行うことにより、町内の小中学校全ての教室でエアコンの設置が完了する予定である。

今後も、学校施設の機能や性能を向上させるような整備や安全・安心な環境確保はもとより、近年の学習内容・学習形態の多様化への対応など、時代のニーズに対応した施設整備の促進をしていきたいとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

小学校で行うクリーンシーズプログラムの事業は海だけを対象としているのか。このプログラムには河川をきれいにする取り組みも含まれているのかとの質疑に対し、世界中の海がペットボトルやビニール袋等で汚れていることを子供たちに教える。その中で自分たちの身近なところから汚染を止め、それが世界につながっていくことを学んでもらうとの答弁がありました。

中央公民館や一宮中学校普通教室など、施設の老朽化に伴う将来的な改修について、新年度予算で調査費、準備費等が計上されていないが、どのような考えで出されていないのかとの質疑に対し、各施設とも老朽化が進み、改修をしなければならない状況に来ているが、オリンピックを控えた町はそちらに予算を投じている。改修するに当たり、検討委員会の設置や基金の積み立てを考え、来年度動いていきたいとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算についてを申し上げます。

総務費は2,732万4,000円の予算額で、599万3,000円の減となっております。減額の主な内容は、職員の人件費です。

保険給付費は10億1,005万7,000円の予算額で、1,572万2,000円の減となっております。減額の主な内容は、被保険者数の減少によるものです。

国民健康保険事業費納付金の予算額は4億756万6,000円です。この納付金は、県が次年度の医療費総額を推計により算出し、その必要とされる医療費の総額を各市町村の被保険者数や医療費実績等により按分し、納付金として納めるというものです。

特定健康診査等事業費は1,613万4,000円で、29万9,000円の増となっております。

保健事業費は988万8,000円の予算額で、188万4,000円の増額となります。増額の主な内容

は、新規A Iを使用した特定検診未受診者対策事業によるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

出産育児一時金について、出産時に病院でかかる費用に対する補助だけなのか。育児費用に関しては別枠で補助金の対象にならないのか。また、実家に里帰り出産した場合の病院でかかる費用も給付の対象になるのか。1人当たりの補助額はとの質疑に対し、これは出産に伴いかかる費用の助成で、1件当たり42万円である。里帰り出産については、当該一時金は一宮町の国民健康保険加入者が対象なので、お住まいの市町村で加入していれば、そちらの保険から支給されるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億8,465万4,000円です。平成31年度は、第7期介護保険事業計画で取り組んできた事業を引き続き推進するとともに、介護保険事業の拡充や地域における日常生活支援の充実を図る予算であり、昨年度より約0.57%の増となっております。

一般介護予防事業費ですが、介護予防普及啓発や、元気な高齢者が定期的に継続的な運動、交流が図れるように実施する、けんこう運動教室や認知症予防教室の実施、地区社協による地域介護予防活動支援事業として412万5,000円を計上しております。

また、認知症総合支援事業費94万円につきましては、複数の専門職による認知症の方や、その家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの設置が平成30年度から義務づけられたことにより、茂原市長生郡医師会と委託契約し、委託したサポート医と連携しながら自立生活の支援を行っていくものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

特別養護老人ホームに要介護度が一番高い人が入所した場合、年間どのくらいの費用がかかるのかとの質疑に対し、試算では年間約440万円の費用がかかるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算についてを申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害のある方が対象で、平成31年度の被保険者数は、前年度より32人増の2,050人を見込み予算を算出いたしました。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び保険料徴収事務費を合わせ914万4,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億4,243万5,000円で、212万9,000円の増となっております。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、平成31年度は1億836万円で、163万1,000円の増となっております。増額の理由は、被保険者数の増加によるものです。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

子ども医療費及び高校生等医療費助成制度は、県の助成対象範囲が限られており、自治体独自での制度拡充の流れはとどまらず、市町村間競争の様相を呈しております。町単費で助成している割合が高く、小規模自治体にとっては負担が大きいのが現状です。

本来、医療については平等な対応が望まれるものであり、地域差なく誰もが安心して医療を受けられる体制であるべきです。そのため、県が助成する対象の拡充、助成基準の見直しを県に対し要望することを、昨年に続き要望事項といたします。

また、学校施設や社会教育施設の老朽化が進み、建物の耐震性や安全対策が叫ばれている中で、新年度予算の中に、建物の耐震対策や安全調査費などが組み入れられていない。今後、必要とされる各施設の運営方針や、5カ年計画などの新築を含めた抜本的な将来の長期整備計画を立てることと、目的に合った基金の創設をすることを要望いたします。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生文教常任委員会の報告を終わります。

平成31年3月14日。

厚生文教常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、小安博之様。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

傍聴者の方にはお願いいたします。携帯電話の電源を切るか、マナーモードに切りかえるなど、音の出ないようにお願いします。また、再度確認のほどお願いいたします。今後、電話の着信音等が鳴った場合は退場願う場合がございますので、ご了承願います。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うために質疑については、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方どうぞ。

9 番、袴田 忍君。

○9 番（袴田 忍君） 9 番、袴田でございます。

私は、経済常任委員会にお尋ねしたいことで質疑をさせていただきます。

私も 8 年間、この議会に参加させていただいて、否決される部分というのは今までなかったことなものですから、質問させていただきます。

○議長（小安博之君） 議案について。

○9 番（袴田 忍君） はい。議案については、この議案第18号、常任委員会の部分に関してです。

この否決された部分が全体的な否決なのか、それとも総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費とありますが、その一部に対しての否決なのか教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

経済常任委員長、小林正満君。

○経済常任委員長（小林正満君） 5 番、小林です。

今の質問について答弁したいと思います。

商工費の中の巡回バス、それについて委員のほうから反対討論がございまして、巡回バスをより一層サービス向上に向けて、いま一度いろいろな新にこにこサービスとか、そういったものもあわせて少し時間をかけて解決、いい方向になるように検討したほうがいいんじゃないかというようなお話ございまして、その辺について集中してですね。最後に委員長判断ということで、否決という形になりました。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

◎動議の提出

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗一由です。

議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定に対する修正動議を提出いたします。

○議長（小安博之君） ただいま8番、藤乗一由君から修正の動議が提出されましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第18号の修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） ただいま8番、藤乗一由君外2名から、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定に対する修正の動議が提出されましたので、休憩中にその写しをお手元に配付いたしました。

この動議は、地方自治法第115条の2及び会議規則第16条の規定により、提出者外2名の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗一由です。

それでは、修正動議について申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

平成31年3月14日。

一宮町議会議長、小安博之様。

発議者、一宮町議会議員 藤乗一由、一宮町議会議員 鶴沢一男、一宮町議会議員 小林正満。

議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法115条の3及び会議規則第16条の2項により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算に対する修正案。

議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「46億8,100万円」を「46億6,798万8,000円」に改める。

それでは、内容について細部を、ご説明いたします。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

修正内容について、まずこの修正内容におきまして、修正の点は2つの事業に関するものです。

最初に、配付資料の五、六ページをごらんください。

歳出の詳細に当たるものですが、1つ目につきましては、サーフィン世界大会補助金1,000万円。これは2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、これの東京五輪準備事業の項目に当たります。負担金補助及び交付金に当たるものです。

もう一点は、お買物・観光循環バス運行事業301万2,000円で、これは6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費にあるお買物・観光循環バス運行事業で、これにかかります需用費、役務費、委託料を削除とします。これらの2事業に関する予算を削除し、この事業内容に該当するものをゼロとするものです。

この財源に当たる項目を歳入の内容から説明いたします。

資料の三、四ページをごらんください。

1点目の、サーフィン世界大会補助金は19款繰入金、2項基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金によりますので、この項目から1,000万円を減額いたします。三、四ページに記載のとおりです。

2点目のお買物・観光循環バス運行事業は、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金から事業費の301万2,000円を減額し、記載のとおりとなります。

それでは、この2事業について修正すべき理由についてご説明申し上げます。

まず、1点目のサーフィン世界大会補助金1,000万円についてです。この事業は、昨年のQS6000国際サーフィン大会補助金2,000万円に引き続いて、本年も1,000万円の補助金を主催者に提供するというものです。これに関して、4つの問題点がございます。

1つ目、補助金要望に際しまして、本来明らかにすべきである本年の具体的な大会の予算計画、事業の実施計画が提出されていないことです。これについては総務常任委員会においても確認いたしましたが、示されませんでした。つまり1,000万円の補助金の要望の具体的な根拠、これがないということになります。具体的な事業内容、予算を含めた計画がないに

もかかわらず、これを安易に受理し、なおかつ予算案として盛り込むというのは、手続の上でもまことにずさんで、手抜きと言うしかありません。議会におきましても、町民の皆様には説明することができません。

2としまして、正しい情報データの収集がないという点です。来場者数、町事業者への経済的な還元の実態、実施効果と実情などについては、既に3回にもわたって開催されているので、本来、周到に準備して調査されていなくては、町事業者や町民の皆様に対しても説明できませんし、来年のオリンピックに向けた町の振興という面でも大変疑問であります。

3つ目、町民の皆様の声などをきちんと受けとめ、これらにきちんとした説明をしていないという点です。このQ S 6000がオリンピックに直接関連するものではないということがわかっているにもかかわらず、また、ほかに優先すべき事業が数多くある実態にもかかわらず、実施効果の不明なイベントにだけ多額の予算を投入するということに対する批判の声が多数あります。子育て、医療、福祉の支援、町道ですとか下水・排水等のインフラ整備、防災などの住民の安全に関する事業支援など、そういった点にむしろ支出すべきだという声、意見など切りがありません。

4点目、方針が一貫していないという点です。昨年は2,000万円を大塚実基金より支出し、補助いたしました。寄附者サイドの意向もあるとの説明もございました。そのために条例改正までして、多額の支出をしたものです。それにもかかわらず、今回の財源は大塚実基金からではありません。ふるさと納税による寄附の基金からでございます。ふるさと納税による寄附金は、この項目がサーフィンなどの振興に充ててしかるべきとも言えますが、本来、サーフィン大会そのものにだけ充てられるべきものではなく、海岸利用者やサーフィン利用者の利便性、利用環境の整備全般に充てられるべきものです。条例を改正してまで昨年支出したにもかかわらず、なぜ前回同様に大塚実基金に頼らなかったのでしょうか。今回の予算提案は、逆に前回の説明にあった財源のあり方、これに疑念を抱かせるという結果になってしまいました。

以上のような点から、町民の皆様にご安心していただけるような説明をするということは、議会としては大変難しいというふうに考え、この事業の見直しのために、この項目を削除するものです。

次に、2つ目のお買物・観光循環バス運行事業の修正理由について、ご説明いたします。

これらにつきましては、次の3点を問題点としております。

1つ目、これまで3年間も季節運行しているにもかかわらず、運行実態の調査が不十分で、

住民の意見収集なども十分されていないという点です。

2点目、お買い物・観光双方への効果が不明で、疑問である点です。これは前述の1と関連いたしますが、お買い物については利用者が限定されているという現状であります。それ以外の住民などの声を受けとめているという実態がございません。そのため、運用に関しての改善が余り見られることなく、問題の把握、改善策などについてほとんど進展が見られないという現状です。お買い物目的というからには、通年運行でなければ意味がないものです。いつときの一時的な運行では、交通弱者の手助けにならない。

また、観光循環バスとうたっているにもかかわらず、観光利用者、これはかなり少なく、利用実態についても十分把握されているとは言えません。そのため、効果に関しても、今後の展開への改善策も明確なものとなっております。

3点目、公共交通全体の中で循環バスのあり方を検討し、計画すべき、そういう時期であります。全くその見通しが無いという点です。新にここにサービスの運営主体も町となり、高齢者の増加など、10年前に公共交通の検討を進めた時期とは背景が異なった状況になってまいりました。

本来、現状を踏まえて、福祉の面も含めた公共交通のあり方について総合的に検討すべき時期となっています。オリンピック開催時に何かの役に立つのではないかと、観光客が増加したときに役立つのではないかとというような淡い期待だけで運用すべき事業ではありません。現実にはしっかりと目を向けて計画づくりをすべきでしょう。事業効果を見据えて役立つ投資を進めるべきです。運用すべきかどうか。これについても含めまして、公共交通全般を見据えた検討の期間を設け、しっかりとした計画をつくり、多くの町民の皆様に納得していただけるものと、こういう形にすべきと考えます。

以上、町民の皆様に十分納得していただけるよう修正すべき2事業について、改善すべき点も含め説明いたしました。

我々といたしましては、町民の皆様にとって真に有益な事業を進めるべく、ここに修正動議を提出いたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 提出者の説明が終わりました。

これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

初めに、藤乗一由君外2名から提出されました修正動議に対する討論に入ります。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） ただいまの一般会計予算の修正案に対して、私は反対の立場から討論いたします。

サーフィン世界大会補助金とお買物・観光循環バスについての修正ということですが、サーフィン大会は、釣ヶ崎海岸が東京2020オリンピックサーフィン競技会場として決定したことを受け、当町に対する国内外からの注目度が年々高まっていることは言うまでもありません。

2019年のこの大会は、オリンピック1年前を盛り上げるため、また、サーフィンを通じた町の魅力発信、さらにはオリンピックサーフィン競技開催に向けた機運醸成につながる大変重要な大会であると思います。さまざまなところからQ S 6000に対しての期待も高まっております。

先般、我々が視察で訪れました日向市におきましても、観光客の増加に向けてサーフィンの世界大会誘致等に補助金を計上し、市の魅力や知名度アップ、移住・定住に力を入れて努力されていきました。

当町としても引き続き補助していくことで、オリンピックの機運醸成や観光客の増加、町の知名度アップにもつながるものと考えます。また、日向市、鹿児島県から、一宮町がオリンピック史上初めてのサーフィン競技会場となったことに対して、成功を願うエールをいただきました。ぜひ、これはやっていただきたいと思っております。

また、お買物・観光循環バス事業は4年目を迎えますが、商店街への買い物の足として、高齢者や車の運転ができない方などが利用されております。確かに問題はあるとは思いますが、それを改善して、ぜひ引き続き運行を願う声もございますので、必要な事業と考えておりますので、私はこの修正案に反対いたします。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、藤乗一由君外 2 名から提出されました議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本修正案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立少数。

よって、本修正案は否決されました。

◎議案第18号～議案第22号の討論、採決

○議長（小安博之君） これより原案に対する討論に入ります。もともとの一般会計の議案でございます。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第18号 平成31年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、総務常任委員会及び厚生文教常任委員会は原案可決で、経済常任委員会は原案否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第19号 平成31年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第20号 平成31年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第21号 平成31年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第22号 平成31年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

会議再開後 1 時間30分経過しましたので、ここで20分程度の休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 4 分

再開 午後 3 時 5 5 分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意案第 1 号の上程、説明、採決

○議長（小安博之君） 日程第 6、同意案第 1 号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 議案つづりの163ページをごらんいただきたく存じます。

同意案第 1 号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を差し上げたく存じます。

今回、同意をお願いする方は、163ページに記載のとおり酒井芳人さんであります。酒井さんは、平成22年 3 月24日から現在まで固定資産評価審査委員を務めていただき、今回 4 期目を引き続きお願いを申し上げたく存ずるものであります。

経歴につきましては、昭和56年 3 月に中央大学理工学部土木工学科をご卒業なされ、その後、昭和62年10月に土地家屋調査士を取得され、平成 3 年 1 月に一宮町に有限会社サカイ測量を開設され、現在に至っております。土地家屋調査士の資格を有しておりますことから、固定資産評価審査委員には適任の方と思われますので、再度、同意をお願い申し上げるものであります。

任期は、平成31年 3 月24日から 3 年間であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。酒井芳人さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。

よって、酒井芳人さんを固定資産評価審査委員に同意することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） それでは、発議第1号の提案理由について説明いたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成31年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員 藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員 袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員 森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員 大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

現在のような社会情勢から、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うよう勧告がございました。町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引き上げを決定いたしました。

一方、議員報酬について見ますと、県内近隣の町村においても、一般職、特別職と同様に引き上げの検討を行っているところが多いのが現状です。また、従来より近隣町村の状況も勘案して、議員報酬の見直しを行ってきた経緯もあり、ここにこの条例を提出するものです。

近年、全国的な傾向として、議員のなり手不足などの問題が挙げられています。この要因の一つとして議員報酬が挙げられておりますが、こうした点からも、議員報酬をある一定程

度の水準とすべきと考えられます。

これまで報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考にし、期末手当等の支給率の改正には、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってまいりました。今回の勧告では、期末手当が4.40カ月分であるところを、民間の期末手当に相当する4.45カ月分とするため、特別職同様に0.05カ月分を改正することを提案いたします。

裏面をごらんください。

改正内容ですが、第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を100分の227.5から100分の232.5に改めるものです。

第2条は、平成31年度からの支給率を6月の支給100分の212.5と、12月の支給232.5という記載を、6月、12月とも同率の100分の222.5に改めるものです。年間の支給月数としては、30年度も31年度も4.45カ月分に変更ありません。

附則といたしまして、この条例は平成30年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については平成31年4月1日からの施行になります。

また、改正後の条例の規定を適用する場合、昨年12月に支給された期末手当は、今回改正後の条例の規定による内払いとみなすものです。

今現在、景気が回復傾向との発表もありますが、なかなか実感できない現状でもあり、住民の代表として、住民の利益第一として議員活動を行うべき職責にある議会ですが、今後も町民の皆様のご理解が得られるよう、皆様の負託に応えるべく一層精進すべきと考えます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第8、発議第2号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) それでは、発議第2号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

発議第2号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成31年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員 藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員 袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員 森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員 大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

改正内容ですが、先日改正されました一宮町事務分掌条例の一部改正に伴い、4月から子育て支援課が新設されます。このため、この所管する常任委員会を決めるためのものです。

それでは、改正条文のほうをごらんください。

一宮町議会委員会条例の一部を以下のように改正いたします。

第2条第3項中、厚生文教常任委員会所管のウ保育所所掌の属する事項、これを子育て支援課の所掌に属する事項に改めます。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、発議第2号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和元年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員